

令和8年第2回浅川町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和8年3月4日(水曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 須藤孝夫君 | 2番 | 富永勉君 |
| 3番 | 菅野朝興君 | 4番 | 兼子長一君 |
| 5番 | 木田治喜君 | 6番 | 岡部宗寿君 |
| 7番 | 須藤浩二君 | 8番 | 上野信直君 |
| 9番 | 会田哲男君 | 10番 | 水野秀一君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|-------|----------------|--------|
| 町長 | 江田文男君 | 副町長 | 加藤守君 |
| 教育長 | 真田秀男君 | 総務課長 | 生田目源寿君 |
| 企画商工課長 | 我妻悌君 | 農政課長 | 関根恵美子君 |
| 建設水道課長 | 生田目聡君 | 会計管理者兼 税務課長 | 坂本克幸君 |
| 保健福祉課長 | 佐川建治君 | 住民課長 | 高野喜寛君 |
| 教育課長 | 我妻美幸君 | | |

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田子広子 会計年度任用 芳賀純弓

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（水野秀一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、9人で22項目であります。

昨日、議会運営委員長から報告がありましたとおり、同趣旨扱いと認められる質問はございませんでした。

あらかじめ申し上げます。一般質問は多くの方から通告されております。昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に際しては前置きを短く、かつ、簡潔明瞭に建設的立場で議論し、能率的な議会運営にご協力をいただきたいと思っております。

順番に質問を許します。

質問順1、1番、須藤孝夫君、（1）農業用ため池についての質問を許します。

1番、須藤孝夫君。

〔1番 須藤孝夫君起立〕

○1番（須藤孝夫君） 農業用ため池について。

老化しているため池の安全性は。

質問しようとする背景、経過、課題等。浅川の農業用ため池は、整備されてからかなりの年月が経過しているところがある。維持管理は地区の水利組合や個人が管理しているが、近年、豪雨や地震などが各地で発生しており、ため池の安全性を心配している地区もある。町は、ため池台帳に基づき調査点検を行っているとのことだが何う。

（1）町内に29か所ある農業用ため池は、台帳に基づき調査点検を行い県に報告しているとあるが、今年度の結果は。

（2）袖山地区にある五輪堂のため池の堰堤が傷んでいるが、把握しているか。堰堤が崩壊してからでは手遅れになる。大がかりな工事が必要であり、かなりの予算がかかるため、補修工事ができないか何う。

よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、町内に29か所ある農業用ため池を、ため池台帳に基づき、農政課において毎年調査点検を行っております。その結果については、雑草木が繁茂しているところ、僅かな漏水が見られているところ、余水吐きや取水施設にさびや少程度の破損が見られるところもありますが、緊急的に大規模な改修が必要などころはないと認識しております。

2点目につきましては、昨年、地区の方に協力をいただき、ため池の水を抜いて確認しており、把握しております。

3点目につきましては、町単独事業である一般農業土木事業や多面的機能支払交付金の長寿命化事業の活用により、補修工事を検討しているところであります。

なお、ため池の管理については、余水吐きより水位を下げ適切に管理していただくようお願いしているところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 29か所あるため池なんですけれども、私、一応この地図をもらいまして歩いてみました。いわゆる防災重点農業用ため池というのは、例えばですけれども、小貫地区とか、あとは染地区にありますけれども、かなり立派に造られています。

ただ、それ以外のため池で、さっき申したように、五輪堂のため池は、かなり、今、町長言ったように、今まで水をちょっと高くしていたんだかちょっと分からないですけれども、波でかなり崩れているんですね。私も、地元のほうから何とかならないかというので聞いて今日質問しているんですけれども。いわゆる多面的機能支払交付金とか、あとは、長寿命化ではなかなか予算が足りないというので、何かそういう防災重点ため池というのだとかなり県の事業とかあるんでしょうけれども、それ以外のため池は、なかなかそういう事業がないんですけれども、この間、多面的のほうの調査でちょっと郡山の農政局のほうに聞いたら、探せば事業があるようなことを言っていました。その辺ちょっと質問します。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 水は、本当に農業にとっては物すごく大事なんです。農業以外にも、我々生きるためには水が一番必要なんです。そしてまた、我が町は基幹産業が農業ですから、やはりこれは、水をためるため池は大事でございます。

そういう中で、町単独ではなかなか厳しゅうございますから、そういう国・県の補助事業があれば、本当に速やかにやっていきたいと思っておりますので、とにかく担当課といろいろ相談しながら、どういう補助事業があるのかとかをやっていきますので、よろしく願いいたします。

また、1番議員に関しては、そういう補助事業とか何らかのいい形があれば、ぜひお知らせをしていただきたいと思います。とにかくため池、水に関する仕事というのは、やっていかなければならないことでありますので、前向きにやらせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） ちょっと聞きたいんですけども、防災重点農業用ため池と普通のため池の定義というのは分かりますか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

農業用の防災重点農業用ため池につきましては、下流のほうに公共施設や病院や学校、または民家がある人的被害が出るような箇所だというふうに認識しております。

そのほかの農業用ため池につきましては、防災重点農業用ため池も一緒ですが、営農のために必要な水をためておく池だというふうに認識しております。

以上です。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（水野秀一君） よろしいですか。次に、（2）米価高騰に伴う農業所得増による税収の使い道はの質問を許します。

1番、須藤孝夫君。

〔1番 須藤孝夫君起立〕

○1番（須藤孝夫君） 米価高騰に伴う農業所得増による税収の使い道は。

米価高騰に伴う農業所得による税収を、老朽化した用排水路や後継者育成に。

質問しようとする背景、経過、課題等。米価の推移は、1995年の食糧法制定により民間流通へとシフトし、徐々に米価は下落傾向になり、1俵1万円を割り込んだ時期を乗り越え、令和5年からの米価高騰により一息ついていましたが、先行きはまだ不透明です。農家の収入は増えたが、税収の負担が大きくなっているのも事実であります。おのずと町の税収は増えていると考える。増えた税収を持続可能な農業基盤や後継者育成に充てる考えはあるか伺います。

質問事項（1）米価高騰に伴う農業所得増による浅川町の税収の見込みは。

（2）米価高騰に伴う農業所得増による税収を、老朽化した用排水路などの農業基盤や担い手、認定農業者、後継者育成などへの予算拡充の考えは。

伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、令和5年度分の総所得は79億2,581万円で、うち農業所得が1,017万円。これらを基にした令和6年度の住民税が2億1,497万円です。令和6年分の総所得は83億450万円で、うち農業所得が2億4,683万円。令和7年度分の住民税が2億5,892万円です。

なお、令和7年分の所得については、現在、所得申告相談の期間中であり、まだ所得額が確定していないため、あくまでも想定になりますが、米の価格が高騰していることから農業収入は伸びており、これに伴い、農

業所得も昨年より伸びているものと見込んでおります。これらの所得増を見込み、令和8年度当初予算案においては、住民税は2億6,374万円で計上しております。

2点目につきましては、令和5年分より農業所得は増えておりますが、農業所得がマイナスの年もありますので、予算の使い道については、農政事業はもとより、インフラ整備、教育の充実や福祉サービスの提供など町民が安心して暮らせる町づくりを実現するため、バランスよく活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 認定農業者の件というか、農業所得増で認定農業者、例えばですけれども、認定農業者担い手育成支援事業というのがありますけれども、令和5年から令和6年度は50万から100万が1割、100万以上が2割ってなっていましたけれども、令和7年度からは30万から50万が1割、以下ずっと1割で上限が80万に減ったんですね。

こういうのも、農業所得というか町の税収増になっているので、例えばですけれども、この担い手支援事業、令和5年から6年の上限を100万円にするとか、今後ですけれども、そういう考えはないでしょうか。

あとは小規模農家、例えばですけれども、認定農業者以外、小規模農家が浅川町耕作面積のかかなりの面積を耕作しています。認定農業者には、町の単独事業で担い手育成事業がありますけれども、小規模農家、あとは、ある程度面積を消化していても認定農業者になっていない人もいます。そういう人には何の手だてもないんですね、今。そういう認定農業者以外の小規模農家がかかなりの面積を耕作して、今この農地が維持されています。そういう人たちにも、もうちょっと何か手だてがないかというのを今後提案していきたいと思います。

あとは、他町村でも、やっぱり大きい農家、認定農業者以外にある程度耕作している人、あとは、小さくても真面目に耕作している人の手だてををしていかないとこの農地は守れないんじゃないかというような声があります。だから認定農業者以外でも、小規模でもある程度町のというか手だてををしていてもらいたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私いつも言っておりますが、農家、小さい農家が大事だって私前も言っているはずですよ。小さい農家の方々がこの里山を守っているんですよ。この水資源を守っているんですよ。大きい農家を大事にしているだけではないんです。やはりこういう小さな農家を大事にしなくちゃいけないということ、そして、若い認定農家もやはり育てなくちゃいけないんですよ。そのためには、私はそれなりの、それなりの支援はしているつもりであります。

そういう中で、やはりいつも同じこと言っておりますが、基幹産業は、我が浅川町は農業者ですから。やっぱり農業者を大事にしなくちゃいけないということなんですよ。そういう中でも、いろいろ機械を買って10%、20%、あるいは、それなりの機械等の補助をしております。

今、1番議員さんが、やはり若い人たちの担い手のためにぜひ、農家で収益を上げたので、補助を50万あるいは100万にしてくれというのは、本当にその気持ちは分かります。やはり税金は、皆さん、町民一人一人平均に使わなくちゃいけないものでありますので、とにかく農家の方々に対しては、農政課、担当課といろいろ相談しながら、あるいは、1番議員さんがいつも言っている、2番議員さんも農家のことも言っている、そう

いうお話を聞きながら前向きにやりたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 今、町長言ったように、小規模農家にも手当てをとという考えは、今、浅川町はその認定農業者だけに、だけについて言ったらあれですけども、今、補助制度というか、ありますけれども。小規模農家、中規模農家の人たちにも、そういう町の何らかの助成をできるような形を取ってもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、質問順2、2番、富永勉君、（1）町長の公約総括と次回への意向についての質問を許します。

2番、富永勉君。

〔2番 富永 勉君起立〕

○2番（富永 勉君） 町長の公約総括と次回への意向について質問させていただきます。

町長任期における町政総括と公約の進捗状況や財政規律等について見解を確認したいというのが目的であります。

質問しようとする背景であります。特に主要施策の評価、町政運営、財政運営などの実績や積み残し課題についての認識を伺いたと思います。

そこで、4点質問します。

1点目は、前回の選挙で掲げた公約は、4年間でどこまで達成されたと認識しているか。これまでの町政運営の成果と課題について認識を伺いたと思います。

2点目は、任期中の増加した町債、財政調整基金の推移、経常収支比率の増加など財政が硬直化する中、現在の財政運営は将来世代に負担を残さないか伺いたと思います。

3点目は、大規模プロジェクトとなる公共施設最適化計画の策定において、十分な検討と町民の理解が図られているのか。なぜ今、急ぐ必要があるのか伺います。

4点目は、これまで築いた行政の方向性と将来への展望、そして次回への意向を伺いたと思います。

以上を伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、町長選挙の都度、私なりの様々な公約を掲げてまいりました。今期につきましては、特に長年の懸案事項でもありました県道駅前停車場線の全線開通、学校給食費の全額無償化、町道里白石木和田塚線道路改良工事の着手など一定程度は達成していると認識しております。

なお、課題につきましては、議会全員協議会において幾度か協議しております小学校校舎の建設及び老朽化した役場庁舎や中央公民館の移転など、速やかな対応と実施であると認識しております。

2点目につきましては、仮に公共施設最適化計画案でお示ししている計画を実施すれば、将来世代の負担はある程度増加すると思われませんが、世代間の公平な費用負担の範囲であると考えております。

ただし、必要以上に借金をしない。有利な起債を活用し、実質的な借金残高を減らすなど町の負担を最大限減らしていく考えであります。

3点目につきましては、小学校校舎を移転新築し、中学校と同一敷地にて、できるだけ早く浅川町の理想とする教育を子どもたちに提供することが必要です。

また、この役場庁舎は昭和34年建築の築67年、中央公民館は昭和46年建築の築55年と老朽化が進み、また、耐震診断の結果が問題であり、早急な対応が求められております。

今後、児童・生徒数の減少により、今、方針を決めなければ、現状のままいたずらに時間が過ぎていくだけであります。引き続き議員の皆様にはご理解をいただき、町民の方々にも丁寧な説明をしたいと思っております。

4点目につきましては、今後も引き続き切れ目のない子育て支援、福祉と教育に重点を置き、「すべては町民のために」の思いで、今後も全力疾走してまいります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 答弁ありがとうございました。

1点、次回への意向はというところではちょっと答弁がなかったんですけども。まず、それぞれ答弁の中でありましたけれども、まず1つ目のいわゆる成果と課題というところの認識というところではありましたけれども、ほぼ、やはり評価というところでは、私もバランスよく政策、全面的に実績を残されていると。特に公約についても確実な実績もあったということでは評価しております。

しかしながら、積み残しがやはりあるのではないのかというところでもあります。例えば、具体的にはニュータウンの販売促進、土地評価は、そういった取組はやられましたけれども、販売というところではやはりどうだったのかと。

それから、若者の移住・定住、人口減少の対策として取り組まれていきました。徹底した子育て支援にも助成の充実を図ってきたという実績もありますけれども、本当にこういった若者が、町民が求めているというところでは、いわゆる企業誘致だったり、こういったところもやっぱりちょっと薄かったのではないのかと、そういったところ。

さらには、今言った町民の声、いわゆる「すべては町民のために」というところでは、町民の声というところでは、やはり町長、社交性のあるというところでは、耳を傾け、声を聞いてきたのかもかもしれませんけれども、膝を交えたそういった意見交換会、町民との意見交換会というところでも、4年間やはり実績がなかったというところも私は感じると思いますけれども。

これら、いわゆる任期あと6か月というところで、これらの今の未達成のまま、こういった積み残しの部分、任期を迎えることについてのひとつ町長の考えを、まずは1点聞きたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） このニュータウン、まさに頭の痛いところでございます。私の記憶だと平成18年から販売しておりません。本当にこれも20年頭の痛いところではありますが、そういう中で、議員の声を聞きながら価

格を半額にさせていただきました。それでもまだ、申し訳ございませんが、売れておりません。

今後本当に、私はもう売れない、売れないではやはり駄目だと思っておりますから、今後の一手、やはり一手はさらに下げるのか。あるいは、住んでもらえば無償にするのかとか、不動産を通して何らかの形で売らなければいけないと思っております。これは本当に頭の痛いところです。必ず私が、私は1戸でも売りたい気持ちはいまだに変わっておりません。本当にこれは今後の大きな課題だと思っております。

あと企業誘致、企業誘致は、私はここ約8年近く満遍なく東京に行って、それなりのお願いをしまいいました。今、一つ、2番議員さんもお存じだと思います。今、里白石小学校に、ある方が100名近い、そういう外国人の学校をつくろうという、昨年から来ております。恐らく、地域の方々は1回座談会とかいろいろ説明会があったと思いますが、今後3月でしたか、たしか。もう一度地域の人が集まってその判断をすると思っております。

やはり、私はそういう空き家に見に来ているのは、私の営業が少しずつ実っているのかなと思っております。今後の推移を、里小のその跡地をどういうふうにするか使わないかは、もう少し推移を見守っていきたく思っております。そしてまた、地元の判断を仰ぎたいと思っております。

あと、町民と膝を抱えて話をしているかということではありますが、私は、これも同じ答弁になるかもしれませんが、私、若い人あるいは高齢者の方々と、スポーツを通して、グランドゴルフとかバドミントン、卓球とかバレーボールとかソフトボールとか、それなりにやっているつもりであります。そしてまた、サッカーの見学にも年2回グラウンドに行っております。そういう中で、親御さん、そして若い人たちとお話をしているつもりであります。今後、そういう町民との話は物すごく大事でありますので、今後とも続けていきたいと思っております。

あと、恐らく1点忘れていないかということではありますが、これ恐らく次回の10月で任期が、私は間もなく切れます。6か月、そういう中で、今、昨年の暮れからかな、会う人会う人がほとんど、あるいは今月何回か電話もらっております。町長、今年選挙ですねと言われております。そういう中でも何十人とお話をしておりますが、今のところ私は、出るか出ないとも一言も言っておりません。6月に表明させていただきますということを言っております。やはりこれ4年前も、3月に一般質問来ましたが、そのときも6月に表明させていただきますとお話をしております。

やはり、まだ3月の大事なこの定例議会で、新年度予算が通ってもいないのに、自分のことを考えるつもりは全くございません。とにかく町民の方々は、とにかくもう一度出ていただきたいという声が多いのは間違いございません。とにかく前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 確認させていただきました。

それでは次に、ちょっと財政状況について質問させていただきます。先ほど、答弁で世代間の費用負担も必要だということでありましたけれども、まさに財政の健全化というところでちょっと質問しますけれども、我が町の今の状況は、財政状況、自主財源というところにはやはり乏しい。そして、地方交付税の依存度が高いという状況でありまして、そういった中、大規模公共施設のいわゆる更新のプロジェクトにこれから挑んで

いかなければならないということでもあります。

さらには、処理場建設の今後そういった予定があります。特にそういった状況の中、経常収支比率も90%以上というところに今現在、状況であります。非常に90%台になりますと自由に使えるお金がないというような状況では、まさに財政の硬直化であります。そういった財政の健全化を維持しながら町民サービスも維持向上を図らなければならない。

しかしながら、現状のこれ、いわゆる箱物の維持管理費など将来の運営を圧迫する中、現在の財政運営の状況は、次の町政、いわゆる次の町政を担う、そういったところに顧みない無責任なものになっていかないかというところを私は危惧するわけでありましてけれども。そういったところを、いま一度、今の財政状況をどのように町長認識して次の4年間というところの、この4年間に果たす役割を考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 財政のちょっと詳しいことは、担当課より説明させていただきますが、今やらなければ、あるいは、次年度やらなければいつやるんですかと、こう私、逆に聞きたくなっちゃうんですよ。

今、この1年間かけてやった結果が第一案だったんですよ、本当に。もしも今回逃しちゃうと、あるいは次年度逃すと、じゃ本当にいつやるのか。その時期が難しいんですよ。今であれば、何とか1年間計画した中で、何とかこの事業でやれば、体力を残しながら住民サービスをしながら維持できるんですよ。ですから、今なんですよ。

だって、お金がないんですから、お金を工夫しながら前に進むのが私だと思っているんですよ。お金かかる、お金かかるといったら、じゃ、このままほっぽっていいんですか。10年、20年ほっぽっていいんですか。必ず小学校は、これ耐震診断を受けなくちゃいけないんですよ、あと数年後に。そのとき何十億かかるんですか。そのお金どうするんですか。結局そうなるでしょう。やはり先のこと先のことを考えたら、今やらなければ駄目だと思っております。

ですから、ぜひ皆さんもよく考えていただきたいと思います。もし、いいことがあればぜひ教えていただきたい。いや、10年後こうなるんだと。そして耐震診断はこういうふうにするにすればいいんじゃないかと、そういうもし提案があれば私に教えてくださいと何度も言っているはずですよ。今やらなければ、本当に大変だと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、財政。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から町長の補足答弁させていただきます。

町長から、るる答弁はさせていただいておりますけれども、改めて申します。先ほど、町長が1回目の答弁の中でもありましたが、我々今年度、公共施設の最適化委員会、幾度も議員さんにもご協力いただきまして、るる議論していただきました。その中でもご説明はしております。

今ほど、町長申したとおり、案の1から案の3までございました。事務局としましては案の1の、改めて申しますが、中学校の新しい校舎の隣に小学校を新築する。そして残った小学校を役場庁舎、そして公民館と複合施設として再利用するというのが一番適切、財政的にも適切と考えております。そのために、我々1年間い

ろい議論、そして勉強もしてきました。

確かに、2番議員さんご心配されることは、私たちも同じではあります。基本的な話ですけれども、我々としては、財政を健全維持していくためには、必要以上に借金をしない。そして有利な起債を活用。今回、昨日も提案理由しましたが、例えば辺地債とかそういう交付税措置の有利なものを極力使うようにして、実質的な借金残高を減らして町の負担は減らしていきたいと思っておりますので、改めて申しますけれども、公共施設最適化委員会、今年度進めましたけれども、一番痛みが少ないのは案の1。それでいけば、何とかこの町、年間40億の一般会計で回してはおりますけれども、それでここ十年のシミュレーションは作っておりますけれども、それで進んでいくのかなと思っております。

ただ、最後に一つ。一言なんですけれども、どうしても箱物を建てなくとも、いじるだけでも負担は確かにあります。ですけれども、そこはその時々々の財政状況にもよります。アンテナをさらに高くして有利な財政状況、起債、よく見たいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 分かりました。最後に一つだけ質問させてください。

今ほど町長、課長からも答弁ありましたので、十分理解できました。私もこの大規模プロジェクト、やはり前回の会議にもありましたように、小学校の移転という方向性は私も賛同するものであります。しっかりとこれ前に進めていかなければ、やはり町民のため、いわゆる夢ある子どもたちのためにもならないというところでは賛同しております。

しかしながら、何回も言いますが、健全な財政を維持した上でそういったものを実現し、確実に将来の世代へ引き継ぐ。この役割というところは、やはり町長をいわゆる町のトップとしての責任もあろうかと思えます。そういったところで、次期町政の役割として町長が考える方向性、どちらがいわゆる最適化なのか。町にとっての最適化なのかというところで、いま一度最後に確認させていただきたいと思えます。

次の4年間の役割として理想とする町づくり、公共施設の更新、配置の最適化の役割を果たすべきなのか。それとも、2つ目は行財政改革に取り組む。徹底して次の4年間はそういった行政、財政改革に取り組み、しっかりと大規模プロジェクトの実現のために持続可能な財政運営の最適化に取り組むべきなのかと、どちらが町長にとって、今、考える次の町政運営なのか見解をお伺いしまして、最後の質問とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ちょっと難しいんですが、次の4年間というのはまだはっきりしておりませんので、とにかく6月に表明したいと思っております。

それで、もしも本当にやるとすれば、これは、私は皆さんにまずは相談をしたいと思っております。やはり生まれる子どもから高齢者までがとにかくみんな平等で、幸せにするためにはどうするんだということを私は今後考えていきたいと思っております。それには一人ではできません。議員さんをはじめ、職員さん、そしてまた町民の声を聞きながら決断したいと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）地域おこし協力隊制度の活用促進についての質問を許します。

2番、富永勉君。

〔2番 富永 勉君起立〕

○2番（富永 勉君） 地域おこし協力隊制度の活用促進について質問させていただきます。

質問の目的といたしまして、人口減少対策、地域課題の解決や地域活性化を図るため、積極的に活用するべきと考え、見解を確認したいというのが目的であります。

質問とする背景であります。この制度の活動ミッションは、従来の抽象的な枠組みから多様化、専門化、具体化しております。地域課題の担い手不足や高齢化が進む中、新鮮な視点で活性化、活動を行う若者や専門知識を持つ人材の活用を促進すべきと考えます。

そこで3点質問いたします。

1点目は、地域の課題解決や持続可能な町づくりへつなぐ、地域にとって新しい活力を生み出す存在として、地域おこし協力隊を今後、具体的にどのように活用していくのか方針を伺います。

2点目は、活動分野の拡大として、従来の活動に加え、農業政策、産業政策、教育・地域活性化政策、移住・定住政策等を加速させるため、就農特化型、起業型、提案型、おためし協力隊など多様な形態で活用するべきと考え、見解を伺います。

3点目は、国の財政措置を効果的に活用し、多様化、専門化の隊員募集、任期中の活動支援、生活サポート、定住・定着につながる就農支援や起業支援などを行うべきと考え、見解を伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ちょっと答弁が長くなるかもしれませんが、ぜひメモしていただければと思います。

1点目につきましては、地域おこし協力隊は、人口減少や担い手不足といった地域課題に対応し、持続可能な町づくりを進める上で、重要な存在であると認識しております。現在は、地域力創造アドバイザー、地域活性化企業人、地域おこし協力隊が一つのチームとして連携し、旧米蔵を活用した拠点づくりをはじめとする地域活性化に自由な発想で取り組んでいるところでございます。

今後は、こうした取組を基盤としながら、新たな地域おこし協力隊を一人でも多く増やしていくことにより、農業の担い手確保など地域の実情に応じた分野へ活用の幅を広げてまいりたいと考えております。

2点目につきましては、地域課題の多様化を踏まえ、従来の活動に加え、農業や産業、教育、移住・定住など幅広い分野において、隊員の特性や地域のニーズに応じて活用分野の拡大が期待できるものであります。全国から本町を選び、地域おこし協力隊として活動いただけるよう就農特化型や起業型、提案型など多様な形態を検討するとともに、来年度からは、おためし地域おこし協力隊の制度も活用し、本格的な採用や定着につなげてまいりたいと考えております。

3点目につきましては、現在も国の交付税措置の範囲内で募集や任期中の活動支援、生活面のサポートなどを行っているところでございます。今後もこうした財政措置を効果的に活用し、関係部署と連携しながら任期終了後の就農や起業による定住・定着を見据えた支援の充実を図り、地域の将来を支える人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） ありがとうございます。

もう期待する答弁いただきましたので、再質問はないんでありますけれども、1点だけちょっと質問させていただきます。

今年度から、昨日の担当課長からもありましたおためし地域おこし協力隊、これも質問を予定していたんですけども、ほぼほぼ昨日説明がありましたので、非常におためし協力隊、これ財源措置があつて、1団体しっかり100万円のそういった財源措置もあるということでもありますので、これをやはり生かして取り組んでいただきたい。

残念ながら、ちょっと本町においては任期前に辞められてしまったという、こういった結果がありますので、ひとつこれを十分生かした中で、一番大事なのは、やっぱりそういった地域おこし協力隊を、今度活動を支援していくというところでは、やっぱり受入れ体制、いわゆる自治体としてもそういった伴走支援、こういった取組が必要なんではないのかなと。いわゆるそういった地域との橋渡し、パイプ役になるというところでは伴走支援大事かなというふうに思います。

そういった中で、体制でありますけれども、今ほどは企画商工課に籍を置いたりしておりますけれども、私は特化型で、例えば副町長の直轄に置くとか、そういったある程度特別なそういう扱いではないですけども、いわゆる活動がしやすいような、そういった体制づくりというのも必要ではないのかということで検討いただきたい。

それから、地域の方からちょっと意見もあつたんですけども、誰が地域おこし協力隊の人なのか分かりづらいと、役場に来て。やはり同じジャンパー着ていたりして職員と区別できないということであれば、ちょっと地域おこし協力隊の皆さんには、町民も分かりやすいスタッフジャンパーを例えば用意して着ていただくとか、そういった何か親しみのある、誰でも分かる地域おこし協力隊というところで、何か工夫していただけないかなというところであります。

それから、そういった受入れするのに、特別なプログラムを組んで、いわゆる軌道に乗せたいというところのミスマッチ解消のためのおためし協力隊でありますけれども、今現在その活動体験のプログラムというところで、どういった具体的に考えているのかというところ。はたまた、先ほど町長からの答弁ありましたそういった農業支援に力を入れていただくということであれば、そういったお試し期間の地域おこし協力隊に農泊、いわゆる農家に体験いただきながら、定着を目指すというようなことも検討いただけないかというところ。今のところありますので、そういったところをちょっとお答えいただければなというところあります。

それから最後に、そういったところで、最終的には地域協力隊、いわゆる移住・定住、これが最終的な目的でありますんで、全国的にも定着率は約6割と、定住の、そういったデータもありますんで、全面的にそういった財源措置を活用しながら、まさに町のいわゆる活力とにぎわいをさらに加速させるべき取組を期待したいと思います。よろしくお願いします。

ちょっと答弁お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 3点目については、担当課より説明させていただきます。

まず1点目、本当にこのおためし地域協力隊、本当にこの制度を活用して1人でも2人でも3人でも採用したいと思っております。昨日お話ししたとおりに、4月1日から新しい地域おこし協力隊が来ますので、本当に少しでもこの受入れ体制を整えて大事にしたいと思っております。そしてまた、活動しやすいようにするのはやはり我々スタッフであり、議員さんであり、町民でありますので、本当に皆さんと協力しながら活動しやすい協力隊をつくっていききたいと思っております。

あと、そのジャンパー、地域おこし協力隊のジャンパーとか、そういうのを見分けられるようにすればいいんじゃないかというのは、これちょっと検討課題かなとは思っておりますので、ぜひ今後、地域協力隊のためにもいい方向で進めたいと思っております。

それと、あと最後に、当然これ最終目的は移住・定住、そしてまた、できれば町民の方々とここで結婚していただければさらによくなるのかなと思っておりますので、そういう期待を含めながら、本当に移住・定住に力を入れていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） それでは、私のほうからおためし地域おこし協力隊のプログラムにつきまして、補足で説明をさせていただきます。

現在考えておりますプログラムの内容といたしましては、日数としましては2泊3日程度を予定しております。内容といたしましては、オリエンテーションと、それから浅川町での今行っている取組の紹介、それとつながるBASE、駅前の蔵ですね。そちらと、あと町内の観光スポットの視察、どういうスポットがあるのかということを知っていただくと。それから町で活躍している地域のプレーヤーの方、それから住民の方との交流会を行いまして、浅川の人を知っていただくと。それから、あとは、地域おこし協力隊としての活動の疑似体験というのもしていただこうと考えております。

あと最後に、農泊につきましては、今後の検討課題かなというふうに思っております。

以上です。

○2番（富永 勉君） ありがとうございます。以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順3、4番、兼子長一君、（1）各行政区要望に対しての取組みについての質問を許します。

4番、兼子長一君。

〔4番 兼子長一君起立〕

○4番（兼子長一君） 各行政区要望に対しての取組みについて質問させていただきます。

各行政区から年末12月ですかね、毎年出されると思うんですが、そういう要望に対して予算措置を含めて、要望の実現に向けての取組について伺います。

行政区要望の内容とか、毎年同じ案件、要望が出されているものについての取組を伺います。

1点目ですが、要望件数の多い順から5件ほど伺いたいと思います。例えば防犯灯何件とか道路整備何件とかという形ですね。

2点目は、要望実現に向けて予算化への判断や優先順位はどのように決めているのでしょうか。

3点目ですが、毎年同じ要望が出される案件についての理由をどのように把握しているのか伺いをいたし

ます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、来年度、令和8年度各行政区要望のうち、多い順から5件申し上げます。各種道路改修整備で38件、用排水路改修整備で30件、側溝改修整備で27件、防犯灯設置等で16件、消火栓設置移設で11件です。

2点目、3点目につきましては、各担当課において要望箇所を現地にて確認し、真に必要なのか、今すぐ必要なのか、その両面から精査をし、優先順位を厳選し決定をしております。結果として、継続要望でも決定に至らない場合もありますので、要望元行政区には丁寧に説明をするとともに、同じ要望でも事情変更はないか理由を毎回確認しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） まず1点目、要望の多いものですね。一番多いのが道路の整備ですか、38件ですかね。その次は用排水路、これは農業の施設なんでしょうか、農業用水路、排水、用水が30件。それから次に多いのが側溝整備ですか、27件。防犯灯が16件、消火栓が11件という形で、やはり各行政区いろいろ要望されるのは道路関係なんでしょうかね。インフラ整備だと思います、これは当然だと思いますね。

それから農業用、用水関係になるんですかね。これちょっと確認したいんですけども、これ農業用水排水路なんでしょうか、30件。これ農業用なのか、再質問の中でその辺ちょっと確認したいと思います。

そういう要望の状況なので、多分これはもう随分前から、各行政区要望の多い案件は、ほぼこの5件が中心になっているのかなと思いますんで、こういったものに対しての今後の町の取組ですよ。

そこに、この2点目と3点目が絡むんですけども、こういう各行政区の要望に対していかに応えるかと、実現するかというのにはやはり予算の問題があります。それをどのように位置づけるのかということで、今、答弁であったように各課で現地を確認して、おのおの区長とも相談しながら決めていくというのが現状なんでしょう。

私的には、感じているのは、以前より、令和3年12月議会でこの問題質問させていただきました。その後ずっと見ていますと、各段に各行政区要望の案件が実行されているという感覚ありますね。だからそういう点では、非常に町の取組としては進んでいるのかと思います。ただ、まだまだ毎年毎年あそここの場所、このところ、こういうところというので各行政区から出ているのも実情だと思うんですね。だから、そういったものについての予算と、どのように実現させるかという、このバランスが非常に課題になっているかと思うんですけども、その辺で。

なので、何ていうんですか、その優先順位を決めたり、その判断、実行するガイドライン、基準というんですかね。例えば予算で100万以下、100万以上でどのようにするかとかというそういうものは、やっぱり内部である程度取り決めた方が、各担当課長なり担当部署もある程度決めやすいのかなと思うんですが、その辺の考えを再度お聞きします。さっき言った水路、それは農業用水路なのかの確認と、今のこういういわゆる判断基準、優先順位を決めるガイドラインを決める考えはあるかどうかを再度お聞きします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 答弁漏れは担当課より説明させていただきますが、私はこれ、やはり同じことを言いますが、私、町長に就任してからも、議員のときもそうでありますが、まず我が浅川町のインフラ整備をしなければ、よそから人は絶対来ないんです。移住・定住してこないんですよ。まずはインフラ整備、そして町内の歩道整備とか、私はそれなりに力を入れてきたつもりであります。そういう中でも、本当に今、町は環境整備が少しずつされていると思います。

やはり今後も、私はこのインフラ整備、あるいは農業の恐らく用水路というんですか、用排水路。これもやはりやっていかなければ駄目だと思っておりますので、これは今後も力を入れていきたいと思っております。

それと、私は、そういう要望の中で緊急性があればすぐやらせていただいております。そういう中で、その優先順位がどうだと今聞かれておりますので、このところだけは担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから補足答弁させていただきます。

1点目の、お質しありました用排水路改修整備は農業用なのかということですが、用排水路につきましては、ほぼほぼ農業用だというふうに認識しております。用水は農業用でありますし、排水におきましても、家庭用排水ですとか路面排水が入る箇所もあるかと思いますが、ほぼほぼ農業用排水だというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から最後に補足答弁させていただきます。

4番議員さんから、るるご質問ございました。1つ目の排水路につきましては、今、農政課長答弁したとおりのんですが、その後のご質問です。実は、26行政区町内ございますが、年末に要望書を各区長さん持っていらっしゃるんですよ。来年度、取りまとめしたんですけれども、種類で言ったらば26種類あるんです。その中の先ほど町長答弁したのはトップファイブだったんですけれども、るるご質問しました。

こちらなんですけれども、まずは総務課で受付して振り分けをします。例えば、多いのは当然建設水道課、もしくは農政課なんですけど、あと、うちのほう、総務もあるんですけれども、それで現場を見ます。

どうしても、区によっては多い要望があるところもあるし、数件しかないところもあるんですけれども、一つ一つですね。それは現地を確認しまして、あとは、私申したとおり26行政区あるものですから、区としても要望を出したからすぐ、じゃ町で施工しますとはなかなか財政的な話からいっても難しいところはあるんです、実際。なので、ここは、何ていいますか、うまい言葉はないんですけれども、答弁できないんですけれども、総合的に各課で判断してやっております。

どうしても行政区、そのエリアの広い区はなかなか要望書いっぱい出てきています。確かにそれは分かるんですけれども、小さい区、面積の小さい区もあるんですけれども、そこは26行政区ありますから、バランスよくやって。

あともう一つ、排水路の話で出たんですけれども、何年か前に私、農政課長のときに答弁したときあったんですけれども、確かに町で施工するのもあるんですけれども、角度を変えれば、例えばエリアによっては棚倉

土地改良区、または沿岸土地改良区、そのような形で、実はお願いしてやっていただいた経緯もあります。

あともう一つ言えば、先ほど1番議員が、質問の中でありました例えば多面的の組織、中山間の組織もあるかもしれませんので、いろいろ町も、ここは町、ここはどこと、こうやれば一番理想かなと思ひまして、全て町でやってもいいんですけれども、先ほど私、答弁したその財政的などところもあるものですから、そこはよく理解していただきたいし、ただガイドライン、こちらはつくってございません。歴代、昔からなかったのかと思っております。今後のそちらは検討材料とさせていただきます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 要望の多い5件で、今、答弁あったように、これ農業用、用水排水路が主だろうということで、そのほかに側溝というのも27件ありますから、多分、農業用の用水排水路は老朽化して、各地区、水が漏れたりということで、農作業にも支障があるということが実態でそういう要望なんでしょう。

あと、総務課長のほうから、26行政区でいろんな要望があるというご答弁でした。そういった中で、特に土地改良区関係のできるものと、それから多面的交付金事業のできるもの、当然各地区でこれも取り組んでいると思います。私の箕輪地区においては、今、工事中ですが、農業用水路、これ棚倉土地改良区さんをお願いして、今、その改善の工事をしております。これは、やはり当然箕輪地区として、その土地改良区さんをお願いしてやっていると、そういう実態もあります。

当然、全て町に依存しているわけではございません。各地区、そういう多面的交付金事業も使ってやっておるわけですが、それでもまだ要望というのは、これはあるんで、その辺をご理解いただきたいと思ひます。

それから、26行政区で各種要望があるということですが、例えば防火水槽、これの設置要望とか増設とか箇所を増やしてほしいとかという要望はあるんでしょうか。昨日の火災で、ちょっと水利が不便だったという話を聞いています。消火栓しか使えなかったという、あの近辺に防火水槽がなかったというので、消火活動大変だったなという話も聞いておりますんで、そういう防火水槽の要望案件なんかはあるんでしょうか。

再度、お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

まず防火水槽なんですけれども、実は、要望は新規はございませんでした。この26、注文はあったんですけれども、その中には入っておりません。これは、裏を返せば、石川5町村で言いますと、我が浅川町は消火栓の数が大変多うございます、中山間を含めて。ですので、そちらで対応ということで、防火水槽の新設はここ数年出ておりません。

ただ、私昨日、提案理由の説明で言いました公民館の敷地内のオープン型の防火水槽、あのやつを蓋してくださいという要望は確かに地区から出ております。浅川町内も、オープン型の防火水槽も数少ないんです。今後は新設よりもオープン型に蓋をして20トンから40トンに増やすと、そういう改修のほうが多くなるのかなと

思っております。新規はございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 分かりました。

それと、あと区長要望に対しての判断とか優先順位についてのガイドラインないのは、これは、なかなか決めようがないですね、これは。私も質問しましたが、これは現場現場においていろんな案件ですから、きちんとこれで決めようというのは、これは難しい話だと思うんですけども。

でも、今後、これ職員も若返って、何ていうんでしょうか、現場を見る機会がちょっと今減っているのかな。今の課長さん方は、もうベテランの方はもうそういう経験を積んでおりますけれども、今後10年、20年先、こういうものに対する職員の対応もこれから大事なんじゃないかなと思うんで、ある程度そういう、何というんですか、ガイドラインとか判断基準というのを今から設けておけば、今後の職員人材育成についてもつながっていくのではないかなと思うんですが、再度その辺どうでしょうか、お考えをお聞きます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 現場を見る、これ一番大事だと思っております。私、町長になって間もなく8年です。

私は、本当に現場に足を運べど、これを事務職員にも言っております。

そしてまた、今度、新職員にも当然公民館どこにあるんだ、社協どこにあるんだ、吉田富三記念館どこにあるんだと。そういうのは、全部新人研修でやらせていただいております。やはり何でもそうなんです、今。現場を見なければ、私は物事は進まないと思っております。机の上で計算したり何々をやってもそんなには進まないと思っておりますので、とにかく現場を見る。そしてまた、現場の人とお話することを今後も続けていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、（2）令和8年度の事業推進についての質問を許します。

4番、兼子長一君。

〔4番 兼子長一君起立〕

○4番（兼子長一君） 令和8年度の各種事業ありますけれども、その推進についてお伺いをいたします。

町長の町政執行方針についてお伺いをするためであります。

地域活性化、少子高齢、人口減少、公共施設の老朽化など様々な課題に取り組む考えを伺うためであります。

1点目です。令和8年度の主要な事業として位置づける事業は何でしょうか。また、その事業を推進するための具体的な方針についてお伺いいたします。

2点目、人口減少、少子化対策をどのように進めるのか。従来どおりではなく、抜本的な対策をするべきではないかと思いますが、方針を伺います。例えば、出生祝い金の大幅な増額などであります。

3点目、花火の里ニュータウンの分譲価格を下げた効果、問合せとか現地案内とかそういったものがあつたのかどうかお伺いいたします。この件について以前にも質問をしましたが、定住者に対しての無償譲渡

をすることを検討できないかどうか伺います。

4点目、4月から始まる大型観光キャンペーン、ふくしまデスティネーションキャンペーンに取り組む内容をお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この答弁もかなり長くなりますから、これ気合を込めて言いますので、よく聞いていただきたいと思います。

1点目につきましては、まず路線工事である町道曲屋破石線の全線開通や、今年度工事を着手した町道里白石木和田塚線、また、面工事である里白石荒屋郷地区の県営圃場整備事業の着手、さらには児童・生徒が授業などで使用する学習用タブレットの更新や、駅前のにぎわい創出のための地域おこし協力隊における観光交流施設のオープンなど多種多様な事業を展開してまいります。

そのためには、議員の皆さんはもちろん、町民のご理解とご協力をいただきながら、職員と共に一丸となって前に進みたいと考えております。

2点目につきましては、人口減少、少子化の問題は全国的な傾向であり、本町においても大変厳しい状況であると認識しております。その中で選ばれる町となるためにも、出会い、結婚から妊娠、出産、子育てまでのそれぞれの場面ごとの支援対策が必要であります。その一つとして、令和6年度には出産祝い金の増額、紙おむつの支給など子育て世帯の経済的支援の充実を図ったところであります。

さらには、先の12月定例会でも答弁したように、国の給食費無償化が実施されれば、こども園保育部の保育料無償化を実施していきたいと考えております。この保育料無償化が実施されれば、保育部、幼稚部、そして児童クラブと一貫して子育てに対する経済的支援がさらに手厚くなり、子育て世帯にとって定住促進にも直結することになると考えております。その人口減少の流れを短期間で大きく変えることは、町の財政面の問題もあり難しいものの、今後の国の動向と町の将来を見据え、できることから一つ一つ取り組むことが重要であるとと考えております。

3点目につきましては、本年度から分譲価格を見直して販売しておりますが、残念であります、問合せ等はございませんでした。定住者への無償譲渡につきましてはまだ考えておりませんが、現時点では、花火の里ニュータウンのPRに力を入れ、販売につなげることが重要だと考えております。

しかし、その一方で、既に購入された方々との公平性も踏まえながら、複数の選択肢を視野に入れるとともに、財産としての有効活用と地域全体の利益の両方を図る観点から、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

4点目につきましては、JR福島駅で行われるふくしまDCキックオフイベントや、JR郡山駅で行われるオープニングセレモニーなどの各種セレモニーにあさまるの参加を予定しております。また、こおりやま広域圏関係では、開成山公園で行われる音楽祭や、JR東京上野駅などで行われるふくしまDCフェアなど、観光PRや物販のイベントも予定されておりますので、できるだけ多く参加し、町を広くPRしたいと考えております。

町の事業につきましては、既存の駅前マーケット、春花火、そして七福神巡りのほか、新規事業として駅前での体験型のイベントをふくしまデスティネーションキャンペーンの事業に位置づけていただく予定をしてお

り、本町で行われる様々なイベントを広くPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 答弁が盛りだくさんで、今、ちょっとメモし切れなかったんですけども、1点目については主要な事業ということで、従来からの道路整備とか、あとはタブレット関係、あとは荒屋郷の基盤整備、それから駅前イベントについて、さらに強く進めるということでした。これは分かりました。

2点目につきましては、保育料の無料化も実現させたいということで、子育て支援も充実させたいということでした。

3点目の花火の里ニュータウンについては、分譲価格を下げたけれども問合せもなかったと。ああ、非常に残念ですね。問合せがないということは現地案内もなかったということですね。非常になかなか難しいですね、分譲価格を下げたとしても効果がなかったということなんでしょう。分かりました。

4点目については、デスティネーションキャンペーン、様々な形で、あさまるが参加したりそういったセレモニーにも参加するということでした。

それで、まず1点目は了解しました。2点目なんですけれども、私、例えば少子化対策、人口減少対策で、少子化対策の根本的なものは結婚の話ですね。結婚がなかなか難しいから子供も少ないというのは、これはそういうことなので、それは日本全国どこもそうなんです、例えば出生祝い金を見直していただきました。

1人目から10万円ということで、見直していただいて大変よかったですけれども、どうなんでしょうね。例えば、これいろいろ意見あると思うんですけども、例えば100歳。100歳迎えておめでたいですね。賀寿祝いで、これ1人50万円ですよ。令和6年度は3人の方、100歳めでたく迎えたんで、3人で150万。これ祝い金として町からあげました。令和8年度の当初予算では、5人分で250万見えていますね、今回。

それから、敬老祝い金。80歳以上で、6年度は1人7,000円で728人で合わせて509万6,000円をお祝いとして支給しています。この出生祝い金、6年度は16人で175万です。これ、それは人それぞれ感じると思う。それは高齢者になって、一生懸命働いて100歳を迎えたから50万をおあげしましょう、これもいいですよ、そういう思い。

ただ、将来を担う子供、赤ちゃんに対しての考え方というんですか、将来、浅川町を担う人たちへの投資という、ちょっと表現は悪いかもしれませんが、これからの人のために貴重な町の自主財源をどう使うかという話ですよ。従来どおり、100歳を迎えた方に50万円配るのも、だから、そろそろこれももう見直す時期に来ているんじゃないでしょうかね、町長。

だったら、100歳を迎えてめでたい。いいです、これは本当。じゃ50万で、今までどおり50万でいいんですかね。この制度をつくったのは、たしか平成十何年頃だったんですかね。その当時の100歳というのはすごい貴重、100歳を迎える人も浅川町にはいなかった時代でしょうから、恐らく。

今、100歳はもう普通ですよ。人生100年ですよ。100歳でもしゃきつとして、もう何でもやる方もいます。それと同じ基準で、今、おあげしている祝い金、それはどうなんでしょうかね。別に私は、高齢者を、お年寄りを別に未来がないとかそういうことを言っているわけではないんですが、その分を例えば半分減らして、25万にして、その浮いた分を子供の出生祝いに充てるとかね。

あと敬老祝い金、今80歳以上の人に、これ、あれですよ、728人ですよ。令和8年度の予算のあれ見ると、今度これあれですよ、八百何十人かですかね。大変な数、これ増える一方ですよ、これ。このままいけば、80歳以上のお年寄り、7,000円とはいえ、1年間7,000円しかあげないとはいえ、これはどんどん、これ増えますよ、このままいけば。

だから、例えば、ちょっと申し訳ないけれども、85歳からにしてくれないかいとかで出したりとか、あるいは90歳以上から、じゃ、おあげしますみたいなそういう考え方というんですかね。その分をこの少子化対策に充てる。そういう見直しというんですか、そういうのも一つの私は選択肢だと思うんです。これみんな全て自主財源ですから、まず、そういうお考えあるかどうか。

あともう一点、子育て支援で今、妊娠時に5万円と出産時に5万円、これは国から100%補助、200万円ですかね。これ来ていますけれども、それとその出生祝い金の抱き合わせというんですか、これは制度上できないんですかね。その出生祝い金、妊娠したら5万円、出産したら5万円ですよ。これ国の制度なんでしょうけれども、だからそれと、町が独自にやっている出生祝い金を合体させる事業、これを統合するというんですか、これは無理なんじゃないかな。この辺ちょっと再度お聞きします。

あと、3点目のニュータウンの問題ですけれども、これも以前私、令和4年3月議会になりますけれども、それを。もう本当にこれ、分譲価格下げてもこれ難しいですよ。町長は答弁で販売を、どうしても販売をしないと答弁されましたけれども、もう私は、販売はもう不可能だと思います、申し訳ないですけれども。

であれば、以前からちょっと私が提案している無償譲渡で、町が住宅、4人世帯、標準世帯、夫婦2人、子供2人、2LDK、そういう住宅を建てて、そしてまず当初お貸しする。町営住宅のようにお貸しして、20年住めば住民税とかそういうものが納めていただけますから、その分で、無償で譲渡。土地、建物譲渡しますという、そういうアピールも大事じゃないかと思うんですが、再度お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 賀寿減らしてくれ、25万にしてくれ、言うのは簡単です、申し訳ありませんが。私一時町長になった時点でこれをやめましょうということを思ったんですが、毎年毎年100歳の賀寿がいるんですよ。切れ目がないんですよ。どこかで切れれば、私やろうと思ったんですよ。できないんですよ。もし、その年に100歳になる人でやめたら何て言われるんですか。私のときで何でこうなるんですか、必ずこの苦情が来ますよ。私は考えていたんです。

それで、本当に100歳の、100歳賀寿50万、本当に安いのか高いのか、それは人それぞれであります。100歳めでたいこと、いいんじゃないですか。簡単にはやめられないと思います。あと、それと80歳以上、もうこれも祝い金やめましょう。長生きしてまずいんですか、だって。長生きするから。いや、そういうことなんです。だって、減らそう減らそうって、皆さん頑張って今まで80歳以上、90歳の人はこの浅川町を支えてきたんですよ、今まで。そうでしょう。そういうことを考えたら、いや、人がいるから、じゃ減らしましょう。ちょっと私には、それもなかなか難しいです、申し訳ございません。

その代わりに、子育て支援に使いましょう。この子育て支援、私、町長になってから、8番議員さん先頭になってやっているんじゃないですか。8番議員さん、9番議員さん、そして6番議員さんから、7番議員さんからみんなやっているじゃないですか、子育て支援は。そうでしょう。そういう中で、ゼロ歳から今18歳まで

どれだけの今、支援をしているんですか。今、18歳まで保険医療費も無料なんです。そして今、これから新たに令和8年度から保育料無料にやりましょうって、これようやくって、やろうとしているじゃないですか。

ですから、ゼロ歳から18歳までは、とにかく浅川町は「福祉のまち」、そういう子どもたちに力を入れてやりましょうということやってきているんですよ。ですから、これからはゼロ歳から高齢者まで、そういうところに私はお金使っても何ら問題ないと思っております。

なお、これ提案がございましたから、検討をさせて、町民の声も聞いてみたいと思っております。

あと、販売促進、ニュータウン、先ほども言ったとおり、平成18年から売れておりません。これは私の不徳の致すところであります。私は一生懸命職員とやっておりますが、売れないのは本当に、誠に申し訳ないと思っております。そういう中で、厳しい中でも、この販売価格を半額にするのは、私4年かかっているんですよ。どれだけ職員が苦勞しているか。そして、この実施するまでにはどれだけ大変だったか。そういう中でも、とにかく町の財産でありますから、売らないことにはどうしようもありません。

ですから、令和8年度は、とにかく1区画でも、PRは当然であります、不動産を入れて何とか販売したいと思っております。そしてまた、そういう中でも、いろんなアイデアがあれば、お金があれば建て売り住宅を建てて、じゃ20年住んだらあげましょうとかそういう検討もさせていただきたいと思います。とにかく、このニュータウンは今すぐ新しい住宅を建ててという、今、財力がございませんので、まずは小学校の移転をとにかく力を入れて一個一個やっていきたいと思っておりますので、ご協力お願いいたします。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから1点補足説明させていただきます。

おただしのあった出産・子育て応援ギフト200万円の支給の件で、5万、5万は、それを出生祝い金と一緒にできないかというところですが、この出産・子育て応援交付金ギフト、こちらは国の事業10分の10の補助の事業です。

これの目的なんですけれども、相談支援と経済的支援を伴走型支援として充実させて、安心して出産・子育てができる体制を整備するためのもので、妊娠時に5万円まず給付します。それと、あとは子どもが生まれてから5万円給付します。これの目的なんですけれども、妊婦さん、保健師さんと相談しながら、保健センターに来てもらって相談して申請してもらおうような形です。

あと後半も、子育て応援ギフトということで、保健センターに来てもらったり、保健師が訪問して妊婦さんと子どもの様子も見るといった目的も含んでいる事業でございますので、これは一緒になかなか、国の事業でもございますので、そういう目的がございますことから、一緒にはなかなかできないなと感じております。

町の出生祝い金のほうですと、子どもが生まれて、町に出生届をして、役場に来て出生届の際に申請をいただいているので、それは目的がそれぞれ事業あるので、一緒にとするのはなかなか難しいなと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） その100歳祝い金を減らせて、いや、そういう、私言いたいのはそういうことじゃなくて、従来と同じような政策を。ただ、それは、お年寄りも大事だからやるというのは分かります。

でも、貴重な自主財源、これみんな町の財源でお配りする。その貴重な財源をいかに有効に今後のために使うかという話なんです。だから、やっぱりこれ痛みは伴うじゃないですか、これは。だからどこで、100歳のずっとそれが切るのが難しいっていったって、それは説明して納得していただく。そのために、この少子化対策に回すんだというそういう考え方というか、そういうふうに考えてほしいというのが私の今のこの質問なんです。

ずっと50万やっているからそのままいくんだ、敬老お祝い金も80歳以上の人にやるんだと、それは大事なことなんでしょう。でも、そのままいくんですか、今後もずっと、10年先、20年先こういう政策で。それでいいんですか、町長ね。

そろそろ、そういう方針転換をする時期じゃないんですか、もう。その決断というか、そういうことを認識してほしいというのが、私、今回質問した本筋です。そこなんです。だから政策って変わるじゃないですか、いろんな時代、その状況に応じて。それに弾力的に対応していくという、だからこれ、町のこれからの課題いっぱいあるじゃないですか。

でも、さっきから言っているじゃないですか。財源どうするんだ、どうだという、多少、令和7年分は確定申告していますけれども、農業所得が増えて、多少住民税上がるんでしょうけれども、それだってその先どうなるか分かんないじゃないですか。だからそういうものを踏まえての話なんです。だから別に、私は年寄り我慢しろとか、もう年寄りはいかっぺ、子ども、これから未来を担う子どものためにお金使えという話もあるんですけれども、そういうことじゃなくて、本筋は、政策は今のままでいいんですかということなんです。だから、そういうことを考え直してほしいと。

これは、各課長さんにも私は言いたいんです。従来と同じような事業執行でいいのかどうかというのを考え直す時期に来ていると思いますので、今お話をしました。だからニュータウンの分譲も、もう売れないんだから、じゃ、どうするんだという、貴重なあのニュータウンの土地をどういうふうに活用するんだという話にも持って行っていただきたいということでこの質問をしました。

町長、再度この私の今言った言葉を踏まえてご答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お金は有効に使うのは当たり前ですよ。当然ですよ、どのように使うかというのは。それで少しでも、こういう今、高齢者に出しているお金を少しでも今後減らして、納得して減らして行って、将来を担う子育て世代に使うということですが、先ほど申したとおりに、ゼロ歳から18歳まで私はそれなりの支援はしているつもりでございます。恐らくこの5町村、あるいはいろんな町村に比べたら、私は申し訳ございませんが、一歩リードしていると思っております。

ちょっと話が長くなりますが、私が8年前に小学入学祝い金としてランドセル代を3万円出しますと言いました。今、各町村でランドセル代出しているところは西郷村とか、いろんな面で今、入学祝い金出しています。特に、隣の町も昨年からは出すようになっております。私は、皆さんのおかげさまで、一歩も二歩もこういう福祉関係は、一歩リードしていると思っております。今後もこれが衰退することはないと思います。

そういう中で、確かにこの説明をして納得していただければ、貴重な財源違うところに回せますが、一度もらった人は、高齢者は、何だと。町長、何だよと必ず来ます。今回の現金、1万5,000円町民に配布いたしま

す。私、電話何本もいただきました。医者のお薬代が助かる、医者に行ける、何々助かるという、商品券ではできないこの現金があったからこそ、そういうお礼の電話が来ていると思っています。

ですから、この敬老金のお金も当てにしている方がいるかもしれません。だって、生活大変な人がいっぱいいますよ。そういう中で、こういう5,000円でも7,000円でもいただければ、高齢者は私は喜ぶと思っていますので、とにかく私、今、いろんな町民の方々とお話をしております。そういう意見を踏まえながら、町民に納得していただくようお願いをしております。

これは当然、この議会で取り上げたということは、当然お話をしなければいけないと思っていますので、今後ニュータウンをはじめ、いろんな課題は、今後皆さんの声を聞きながら、一步でも二歩でも進めていきたいと思っています。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（水野秀一君） よろしいですか。ここで、10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、質問順4、6番、岡部宗寿君、（1）浅川町暮らしの便利帳についての質問を許します。

6番、岡部宗寿君。

〔6番 岡部宗寿君起立〕

○6番（岡部宗寿君） 私のほうからは、今回出された、浅川町暮らしの便利帳について質問させていただきます。

質問の目的、質問しようとする背景や経緯、課題などは平成31年に作られた、こちらにあります。これが主なものであります。それと、今回、官民協働事業で作られた暮らしの便利帳がこちらです。こちらですね。これの違いや詳細に欠ける、とにかく最初に作られた暮らしの便利帳とは全然違う内容で出されました。それと今回、私のところにいろんな話で来られている方は、今回は、多くの皆さんは、今の町長の自己PRなんじゃないかと、そういうふうに言われている声も聞こえます。これが今回、こうですね。これは1面開くとすぐ町長が出てきます。この件などを踏まえて3点ほどお伺いいたします。

1点目。タクシー利用者への助成などは暮らしの便利帳に今回記載されていないんですね。いないです。それと、町民にまた今回の件はあまりタクシー利用券については周知されていないようにも思うんですが、今までやってこられた中での申請された人数、また、使った人は何名で総額幾らぐらいだったのかというのもお伺いします。

2点目。今回出された暮らしの便利帳は、官民協働事業として町長の挨拶などがありますが、その目的は何なのかを伺います。

3点目。今回発行された内容が変更、追加、廃止になったところが随分あると思いますが、実は全部疎抜き

です。浅川町で最初に出されたこちらのこれは、平成31年に作られたものです。これは本当によくできて、全てのことが出ています。でも、今回出されたのは、疎抜きで、疎抜きって言うんですね。出ていますが、そういうところはあったんですが、それのもし出されたのであれば、前回とここは違うんですよぐらいのことで出していたきたかったんですが、それもお伺いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

まず、私は自己PRはいたしておりません。税金を使って私は、これ税金ですからね、私は一切、今まで8年間したことございません。当然、議員のときも一切そういう自己PRはしたことございません。

まず1点目についてお答えいたします。

6番議員ご指摘のとおり、タクシー助成券の項目はページの関係上、記載はありませんでした。

なお、今年2月1日現在で75歳以上の対象者は1,172人中、申請者は665人、使用した人数は約220人、総額で426万円となっております。引き続き、周知に努めてまいります。

2点目につきましては、今回、町内企業各社のご協力により発行したのに伴い、町民への周知のために私の挨拶を掲載させていただきました。

3点目につきましては、平成31年3月に発行し、8年が経過し古い情報も多々あったため、今回、株式会社サイネックスのご協力により発行に至りました。

なお、ページ数の制限があったため、全ての事業が網羅されておられません。今後、掲載できなかった事業においては、広報あさかわや回覧板、町ホームページにて町民への周知をする予定でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 3点、答えていただきました。

前はたしか、免許を返納した人が警察署より発行された証明書を役場に提出して、それで初めてたしかタクシー券もらったようなふうだったんですよね、最初の頃の話では。それがずっとこうなって、今回、今は75歳以上の方ならば免許返納しなくてももらえるようなことになったんですよね、実は。これ、夫婦の場合2人ももらえるのかちょっと分からないんですが、それが今回申請された人数が665人。使ったのが220名、総額で426万円とのことですが、でもこの内容、今、私ちょこっと言った75歳以上の方が誰でももらえるんだということの周知徹底が実はなかったんですね、あまり、今まで。それで、勘違いしちゃう人がたまたま友達と風呂入りに行ったら、タクシーで行くべって話になって、その人は免許証を持っているにもかかわらず、タクシー券があるのに何であるんだというふうになったら、いや、今もらえるんだぞという話になって、その人はやっぱり、えって、こうなったことがあったんですね、実は。やっぱりこれは分からなかったということですよ。実は本当はこれ町民に、いつも町長が言っている全ては町民のためと言っているんですが、でも、やっぱり町民が理解できなかった、分からなかったということ。

それと、そのほかにこのタクシー券ばかりじゃないんですね、今回のやつは。高齢者健康管理事業の、60歳以上、それが前は1泊1,000円だったんですよね、たしか。それが今回から2,000円が町で補助して、契約した旅

館に1人3泊までできるというのものもあるんですが、これも今回のやつには記載されておられません。これが抜けているというのが一つなんですけど、でも、実は今月号の広報あさかわには、テレパシーが通じたかなんだか分からないんですけど、町長、タクシー券のやつが出ています。タクシー券のやつ。ここで、お知らせということで、高齢者等タクシー利用料金助成金の有効期限という名前で出ているんです。こういうふうには、いつもやっぱりちょっとでも変わったり何かしたときとかは、こういったふうに出してくれれば、町民も、そうだったんだかと悩むこともなかったと思うんですが、でも今回のこの出したやつ、これに対してはやっぱり皆さんちょっと、前のやつを持っておられる31年の出されたやつを持っている方にすれば、何なんだと。

町長、さっき言いましたけれども、これはサイネックスという会社が作っているんですよ。これ実は電話帳の会社ですね、たしか。これ出したんですが、2点目になっちゃいますが、町としては経費出されているんですか。町の経費があったならちょっと知りたいのと、また、1ページに、開いた途端に町長の顔写真入りのものが載っております。これは、掲載の御礼とかそういうのも入っていますんで、それは構わないですが、でもこの文章では各団体の支援ばかり目立つ内容になっており、もう始まっている少子化と人口減少問題についての考えや対策などが出ていないのが現状なんですね。このことが町のことを知っている人によれば、町長のPRなんじゃないかという人もいたんですが、町民が納得する便利帳ならいいのですが、この内容があまりにも短絡過ぎるんです。そして疎抜き過ぎ。だから、実はこれもらった人は見ると思いますよ、今回ずっと。でもほとんど疎抜きで、見づらい、字も小さい。そういうのが今回のちょっと不評な件ですね。

それで、この内容なんですけど、これ町長、サイネックスという会社で作ったのは間違いないんですが、これ協賛あるんですね。これは中に全部、我が社も入っていますが、いろんな協賛が入っている。全部で39社あるんですね。それで、ちょっとうちのほうで出した金額などを精査した結果、約245万ぐらい集まっているんです、金額。この一つの問題は、このことに対して町は幾らぐらい出したのか。普通これだけのことになれば、各協賛社は一区画大体5万とか10万出していますんで、町としてはどのぐらい出すのかなというのがあれですね。

それと3点目、やっぱり先ほども言いましたけれども、もし今回こういうので出すのであれば、大ざっぱじゃなくて正式に出してもらって、それであれば修正、ここはこういうふうになりましたよ、前回より変わりましたというくらいの何かあればよかったのではないかなと思いますけど、町長、その辺いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 2点目につきましては、担当課より説明させていただきます。

75歳以上、間違いなくタクシー券もらえると思っております。そういう中で、頂く方は本当にうれしいと思います。これは間違いのないと思います。そうすると使っていただければ当然、タクシー会社もそれだけの繁盛をするわけですから、いいことだと思っております。ただ、いかんせん、今、6番議員が言ったとおりに全ての人が、75歳以上の方が周知しているわけではなかったということは本当に、これかなりの年数になりますので、これは本当に私の不徳の致すところかなと思っております。今後、そういう便利帳とか出すのであれば、修正したり、いろいろタクシー券などをPRしていきたいと思っております。

当然、6番議員さんも顔が広いんですから、ぜひ、75歳以上はタクシー券もらえるんだぞとだけ言えれば、さらに広まりますので、とにかくここにいる議員の皆様方にも、75歳以上になればタクシー券を頂ける

ということを本当に言うていただければ、さらに広がるかなと思っておりますので、今後ともいろいろとご意見いただきましたので、一歩も二歩も前に進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私からは今回の暮らしの便利帳の発行の経緯につきまして、ご説明を申し上げます。

実は、今で言いましたら、昨年6月なんですが、サイネックスさん、郡山に支店がございます。そちらの営業の方、町にいらっしやいました。内容につきましては、浅川町は今年、町制施行90周年ですねということで、ぜひいろいろご協力したいという話だったんです。何をしてくれるんですかという話に、担当といろいろ交わしたわけなんですけれども、その中で暮らしの便利帳というものを浅川町のを作るのは可能ですよという話だったんです。こちらにつきましては、実は営業の方ですから、アンテナ高いですから、同じ郡で言いましたら石川町、そして平田村、こちらも今営業をかけていまして、同じような暮らしの便利帳をこの節目の年で作ってあげますということで営業をしているそうなんです。

ただ、要件がありまして、最低24ページ、今回24ページの構成になっているんですけれども、町からはお金は頂きません、その代わり弊社、サイネックスさんが町内を歩きまして、各企業さんから寄附を頂きますということだったんです。そこからが実はスタートでした。今申したとおり、石川にしろ平田にしろ、そのようなことで、スタイルでやるということだったんで、ああ、そうですか、ならばじゃ、うちのほうも負担のないならば、ただ、企業さんにも重く負担はしないように、それだけは言うていたんですけれども、そういうことでお願いをした経過ではあります。

改めて申しますけれども、町とすれば支出はしておりません。今ほど言いました24ページということで、ですから、議員さんおっしゃる、確かに省略しているところあるんですけれども、24ページの中で何を掲載するかというところで、要はダイジェスト版という言い方を私はしていこうと思っていたんですけれども、今回ののは、議員さんお手元でございますのは、町として正規で作ったもの、今回はあくまでも民間、サイネックスさんが作ったもので、こちらはこちらでダイジェスト版ということで、90周年の節目の年の便利帳ということで、町で作ったものではないんですね、厳密に言えば。

改めて時期が来ましたら、町の暮らしの便利帳は再編成はしたいと思っています。今回はそのようなことで、サイネックスさんからの営業で、暮らしの便利帳を作って、あくまでもダイジェスト版ということで。その中に、タクシー利用券が確かなになかったんですね。こちらは改めておわびは申し上げます。ただ、定期的に広報紙とかでは周知はしております。あと、確かに見方、解釈の仕方かもしれないんですけれども、そのようなことで免許返納しなければタクシー利用券はもらえないとか、そういう話にはならないように、再度改めて、我々からも周知はしたいと思います。あと、問合せには丁寧に対応しているつもりでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 答弁、分かりました。ありがとうございます。

本当に、これ24ページしかないんですが、町で作ったやつは85ページにも及びますんで、レベルが全然違うなと思います。やっぱり今、総務課長から話があったように、この次新しいのを作るということで、これは一

番いいかと思えます。本当にこれはよろしくお願いいたします。

それと、あと最後に1つなのですが、今、タクシー券、話出ておりました。実は私のほうに、そのほかにも何名かお年寄りの方が来られまして、タクシー何とかならないかなんていう電話とか来た人が何人もいて、その件は、タクシー何とかならないかっていったって、タクシー会社は一生懸命やってっぺと言うと、いや違うんだ、もう少し優しくしてもらえねえべかという、苦情というか、私は一回もないんです。でも、その人らが話すれば、言いぐさが悪いとかなんとかなんていう話なものですから、これは我々も業者にも言えないですし、当然、町も業者にも言えない、相手にも言えない。ただ、相手の方がそういうのがちょっと、たまたまという人数が、10人ぐらいで利かないぐらいの人がちょっと来ておりますんで、それは一応総務課長が主体となって、よくお話をしまして、いつも町長が言っているとおり、町民のためにということでお話ししていただければ幸いですと思えますんで、その辺総務課長、いかがですか。最後によろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

今の案件につきましては、こちら事実関係、よく確認しまして、柔軟な対応、丁寧な対応をしたいと思えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）町道、月斎陣場内における三角コーン設置と撤去の件の質問を許します。

6番、岡部宗寿君。

〔6番 岡部宗寿君起立〕

○6番（岡部宗寿君） 町道、月斎陣場内にある三角コーン設置と撤去の件についてお伺いいたします。

目的なのですが、三角コーンがいつの間にかつけられたんですが、最近、いつの間にか消えたのはなぜかお伺いします。

質問しようとする背景や経緯、課題等なのですが、三角コーンというのはつけたり外したりするのが三角コーンだと思うんですが、まずこれつけた理由とかも分かんないし、また、町民からはスーパーに入りづらいし、出るとき、スーパーに入るときは下りなんです、出るときは上りなんです。そのとき右側は見えるんですが、左側が三角コーンあったときちょっと見づかったというのが一つで、設置する際に地域の住民とかスーパー管理者との話し合いなどをしたのか、その辺がその経緯です。

質問する事項は3点ほどお伺いいたします。

三角コーンをつけた経緯と、撤去に至るまでの件を、ちょっと詳しくお伺いいたします。

2番。設置と撤去に際しては、これはやはり経費がかかっていると思えますので、幾らぐらいだったのかというもお伺いします。

3点目。この件は、町では今後どのようにしたいのかというのが趣旨でございますので、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、以前より当該箇所への駐車により交差点の見通しが悪いとの苦情が寄せられており、見通しの改善と歩行者の安全確保のため、昨年4月11日に駐車禁止の看板を設置いたしました。この看板が行方不明となり4月14日にやむを得ずカラーコーンを設置いたしました。その後、今年

の1月15日に当該箇所の県道側に駐車禁止の標識が追加され、これまでのカラーコーンの設置と併せ一定の周知が図られたものと判断し、様子を見るために1月16日にカラーコーンを撤去いたしました。

なお、カラーコーンの設置に当たっては、関係行政区長やスーパーの管理者との話合いを行っております。

2点目につきましては、既存のカラーコーンなど使用したため、設置及び撤去に対する予算の支出はございませんでした。

なお、設置したカラーコーンをつなぐバーが不自然に壊されていたことがあり、警察に被害届を提出しております。

3点目につきましては、今後も状況確認をしながら適切に対応したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） ちょうど町道のところにつけて、現場、これはリオン・ドールとダイユーエイトの入り口なんです、行った人は分かりますが、あそこに、道路のところに白い斜線が道路に書いてあるんですね。そのところにポールをつけたというわけなんです、でも、皆さん通った人なら分かると思うんです、あれ、下りるときは何も感じないです。上ってくるときに左側に三角コーンがあると見づらかったんですよ。これは前から何人も私のところに来て、何でああいうのあそこにつけたんだいという話はしていたんですが、今、町長の話だと、以前は駐車禁止の看板を立てた、それがいつの間にかなくなったんだということで、そのために三角コーンをつけたんだという話ですね。やっぱり、そのときに区長さんとかと話し合ったという、その後、店なんかとね。その辺の町民の方から言わせれば、違うような話はしていたんですが、でも今回、経費は全然かかっていないんだ、ただ、そこにある三角コーンの虎模様のトラバーっていうんですかね、あれが壊されて警察のほうへ届けた。

あと、これから適切に対応していくということなんです、簡単な町長の話なんです、町長、これだけの説明だけでよろしいですか。あとはないですよ、それ以上の何か話とか。私が3人か4人からも話聞いているんですが、そのときに1人の町民の方がこれ何でつけたんだべなということで役場に来たというんです。そのときはもう話終わっているんですよ、町と言って来られた方なんかとは。そこが一番肝腎なことで、やっぱりそれが一番最初の始まりだと思うんですよ、たしか。その人が来たから、町はそのとき適切に対処していればよかったやつが、本当にこれで今町長が言われたとおり、これで適切に対応していきたいで終わるんですけどいいんですが、その辺のことをやっぱりちょっとこれ、もうちょい、我々はたまたま第三者なものですから、両方の話聞かないと話分からないものですから、町としての対応、そのときいかようにしたんだか、ここが一番肝腎なんですよ、たしか。だからその辺をちょっと、いま一度町長、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳しい説明は担当課より説明させますが、昨年の4月11日に、しつこいようであります。立て看板を設置いたしました。ガードレールにくっつけて隅のほうに。もし、これがあればカラーコーンも何も設置する必要ないですよ。立て看板一枚で済むんですよ。そうでしょう。それが、数日後になくなっていくんですよ。跡も形もないんですよ。どこを探してもないんですよ。そういうことで、これも紛失届を出しています。

たしかこれ看板は、恐らくですよ、作れば1万円ぐらいかかると思うんですよ。それで、急遽できないですから、カラーコーンを設置したわけですよ。だから、もともと立て看板があれば、カラーコーンも設置する必要はないんですよ。じゃ、何でこの駐車禁止の看板を設置したんだということになると思うんですよ。だから、これ苦情が、あそこは高齢者の買物が多いんですよ。それで、買物終われば上り口で、左側が見えないと、もうこれ何年も前から苦情は来ていたんですよ。でもやはり私はそういうのを対処しなければいけないんですよ。

だから、そのためには、それじゃ、目立たない立て看板を一枚設置して、駐車禁止だよという設置すれば、何の問題もないんですよ。そうすると、カラーコーンも何もやるはなかった。でも、カラーコーンを置いたら、今度、先ほど説明したように、今度駐車禁止の標識が設置されたじゃないですか。そうすると、もうこの通りは完全に駐車禁止だから我々は対処することないんだということで、カラーコーンも撤去したんですよ。そういう中で、いろいろと来庁して、いろいろ対応を求めてまいりましたが、詳しいことは担当課より説明させていただきますが、我々は今まで適切に対応してきたつもりです。当然、この立て看板、カラーコーンの棒、まさかこれ紛失とか、何らかの拍子で誰かが車でぶつけたかなんだか分かりませんが、壊れていましたから、これはやっぱり町の財産ですから、被害届を出さなければいけないと思っております。

6番議員さんも知っているとおりに、一昨年、山白石小学校に誰か不法者が入ってきて、ガラスを1枚壊しましたよね。これ、報告したと思うんですよ。ガラス1枚割っても被害届を出したんですよ。出せばやはり結局はその方、今年捕まっております。うちはグレーチングとか、橋名板とか、いろいろなくなっているんじゃないですか。あるいは最近では、網戸、それも本当に何年か、1年後、2年後、3年後、捕まっているんですよ。ですから、我々の貴重な財産、なくなれば提出するのは当たり前と思っておりますので、今回、出させていただきます。

なお、適切に対応しているかは、担当課より説明させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足答弁させていただきたいと思います。

今回の、町民の方との町とのやり取りでございますけれども、昨年の5月頃に役場のほうに来られまして、質問書、要請書というのが文書で提出されております。その後、5月20日に回答した後も数回にわたりまして同じような回答に対する質問書ということで、やり取りが続いていた状況でございます。そのほかにも、電話でのやり取り等もありまして、詳細にというお話でしたけれども、かなりの数のやり取りがございますので、詳細になかなか答えるのも難しいところもありますけれども、そういったやり取りが続いたというところで、いろいろと町の考えと、その町民の方の考えの相違というのがあったのかなというふうには思っておりますが、ただ、町といたしましては、本当に丁寧な対応に努めたというふうには思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） ということは、もともとあそこ、全然車とかの話、今、町長から出ていませんが、誰かがあそこに車を止めていたということなんですね。結局町民の方が、お年寄りが来たときに、車があって見づらかったんだという、そこからの始まりなんですね、結局は、町長、全然、車の話出ていませんでしたので、何だかな、誰かが車止めていたから邪魔だったんだということなんですよ。それがスタートなんですよ。あ

あ、なるほど、分かりました、やっと分かりました。

ただ、三角コーンがあるから邪魔だったのではなく、車をもともと止めていたから、あそこは駐車禁止だったから、町で苦情があったから立てたらそのやつがなくなったんだと。なくなっちゃったからそこに三角コーンをつけたんだ。そして今度、三角コーンをつけてしばらくしたら、警察のほうで駐車禁止の看板をつけてくれた、ああ、なるほど。

じゃ、そういったいきさつでということで、今、町長の説明終わったんですが、今、課長の話だと、昨年5月から町民の方が来られて、質問書を出してきたということですよ、最初に。それが一番最初なんですよ、スタート。そして、そのときは、その質問書に対しては、じゃ、課長、相手の方と話しして、臨機応変な対応とかそういうことで話は終わったんですね。でも、何か電話とかいっぱいあったんだ、そして、何回も来られたんだという話なんですけれども、これ、来られたということは、相手の方は全然話が分からないということですよ、結局は。意思疎通がなかった、お互いに話しして通らなかったんですかね、私はそういうふうになんかちょっとやって。

町と町民の同意、そういうものがなかったからこうなっちゃったのかなと思うんですが、でもそのときに課長、やっぱりそのときの話はちょっと最初の質問になった経緯と撤去に至るまでの件を詳しく伺うということ、一応私言っていますので、課長のほうからいま一度そのときの経緯を聞きたいと思いますので、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） その前に、私、車の話を最初から答弁していると思うんです。最初に、以前より当該箇所への駐車により、私そう言っていますから。それで最初答弁していますから。皆さんそう聞いていると思いますよ、最初から。最初から車の話ですから、それで、買物した客が左側を見ると見えないという苦情が寄せられたというのをお話していますから。

左側に車止まっていると、苦情が寄せられて、そういう中で、私はもう何回もそういう苦情が来ているから対処しなくてはいけないということを私はお話しはしたとっておりますので、そういう中で4月11日に立て看板を立てたというのを、私最初、答弁をしております。その立て看板がいつの間になくなっちゃったと、数日後に。それで、風でも飛ぶわけでもない、周りを探してもなかった、そういう中で、じゃ、駐車禁止の立て看板はお金がかかりますから、そして一番金のかからないのがカラーコーンとそのバーをひっつけて、あそこに置くのが一番ベターであろうと思って、私が指示を出しておきました。

そういう中で、やはりしつこいようではありますが、バーが不自然に壊れたということで何らかの形で壊れたのかもしれませんが、警察には被害届を出していますというのは最初お話しをしておりますので、これは駐車車の話ですから。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 今ほど町長より答弁ありましたけれども、以前より当該箇所に駐車がありまして、町に苦情が来ていたということでございますけれども、これは昨年の、直接的には2月20日なんですよ。ただ、それ以前にも、もう10年以上前にも、あそこに町営住宅があると思うんですけれども、町営住宅の前にも駐車があって、苦情があったという件もございましたし、そういった意味も含めてあの辺の付近で駐車している車が多いという話は結構耳にしていたところではあるんです、正直。

あその場所なんですけど、当然、あれだけのスーパーがありまして、交通量といいますか、あそこ通る方がいます。なものですから、やっぱりそういうところは目につくんだろうなとは思うんですね。なものですから、町に対してそういった苦情の電話があったんだというふうに思っております。また、車だけではなくて、スーパーを利用される方が歩いてスーパーを利用されるということも当然あるんだと思うんです。そういった状況の中で、駐車している車が1台、2台、多いときには4台とか、そういった状況もありましたから、町といたしましては、道路管理者側からの立場としてできることはないかというところを各種機関に相談した上で、そういった対策をしたというのが事の始まりでございます。

いろいろとその後、関係行政区長の意見やら、スーパーの方との話合いも若干いたしておりますし、そんなに多くは行っておりませんが、意見を伺いながら最終的にそのような形でカラーコーンを設置して、見ただけでここは駐車してはいけないのかなと、駄目なのかなというようなことを直感的に分かるような形にするのがいいんじゃないかなというふうに。

あそこ道路敷なんですけれども、道路敷で斜線という部分がお話ありました。ゼブラゾーンとかというんですけれども、あの部分は導流帯という名称なんです。車が斜線のところを通らないで、敷地はあるんだけど通らないで走ってほしいというふうに自動車を誘導するための部分なんです。例えば、右折レーンなんかあると思うんですけれども、2車線の道路で右に曲がる時に自分が走っているところから1本右側に入るときに、スムーズに右に曲がっていただくように誘導するようなところに、余っている部分があるんですけれども、そういったところは斜線で、ゼブラゾーン、導流帯ということで設置されている。

あそこも同じように、斜線のところに車は入らないでほしいという部分なんです。というのは、あまり内回りしたりしますと、やはり曲がった後にほかの車とぶつかったり、ガードレールとか、横のほうにぶつかったりとか、歩行者に近づいてしまうとか、そういった目的もあるんだと思うんです。そういった意味で車がスムーズに通ることと、それから歩行者が安全に通れるように、さらには見通しが悪くならないようにと、そういった目的で設置したものととなります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 町としてはいろんな町民からの苦情があって、車が止まっていたから、一応これは以前から、今はリオン・ドール、ダイユーエイト入るところの右側の話でしたが、実は以前から左側の部分も、あそこはもう3台も4台もいつも車が止まっております。そういった面で我々も認識はしておりましたが、ただ今回、こういった問題を初めて5月に質問書を持ってきてという話をしましたよね。結局、そのときの町の対応、そのときの町長の町民との対話、そういうのがあったんだか何だかちょっと分かんなかったんですが、でも一応浅川町の町長のいつも言われていることは、全ては町民のためという、その言葉がやっぱり我々はいつも響いております。この言葉があって、町民の方がもしこのようなことに対しての苦情なりを町に持ってきたときには、やっぱりこれは担当課長、もちろんその上には副町長並びに町長とかいらっしゃるわけですから、その辺をやっぱりきちっと最初るときに対応していれば、実はそんな今年になってポールを外したとか外さないとかそういう話じゃなく、もっときつと私のところにも、実はもっとそれ以上のことは来ております。でも私は、町長も町の代表ですが、我々も町民の代表でここに来ております。町民の方からこういったクレームとか

が来たときには、我々は分かるように町に説明を求めます。

今回、来られた話とかそれは分かるんですが、でもきっと今この答えは、私に提言をしてきた人は納得しないと思います。それはなぜかといった場合、町長が最終的にこの町の執行部の一番長たる者ですから、この人がまず一番の最高の責任者です。なぜそのときに対応しなかったのか、いや、ここはこうなんだ、あだからこうだったんだよと今我々に説明したようにその人に説明していれば、何ら問題もなかったのではないかと私は思うんですが、やっぱりそのときの担当課長なり副町長なり、下におられるんですから、その辺の対応がちょっと抜けていたのかなと私は思っているんですが。

本当はこれ最後になります、町長、いつも町長が言っている、全ては町民のためにという、その言葉なんです、町民からこういったちょっとした、いいとか悪いとかの問題ではないですよ、こういった苦情があったときにはきっちりした対応するのが長たる者だと思うんですが、最後に、その見解を聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、苦情は毎日毎日来ております。そういう中で、まず担当職員、あるいは担当課長、副町長、私になりますので、まず担当課がよく説明していると思って、今回の件は課長、あるいは副町長らは適切な対応をしていると思っております。それが分からなかったというのは、恐らく分かんないからこういうふうに来たんだろうと思ってありますが、まず、担当職員はじめ担当課長、副町長はじめ、全てが私は対応しているのは間違いありませんので、今後ともどんな小さなことでも、どういう苦情でも誠意を尽くして対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順5、3番、菅野朝興君、（1）老朽化した役場庁舎の機能を移転すべきではの質問を許します。

3番、菅野朝興君。

〔3番 菅野朝興君起立〕

○3番（菅野朝興君） 老朽化した役場庁舎の機能を移転すべきではということでご質問をいたします。

質問の目的といたしましては、現在、浅川の役場庁舎、築66年を経過しております。複数の同僚議員からも耐震性等の危険性が指摘されております。改善が必要かと思いますが、何点かお伺いをいたします。

1点目。役場庁舎は耐震基準からすると危険な建物という認識はあるのかということでございます。

2点目。役場機能を旧小学校やプレハブ等に一時的に移転したほうがよいのではないかとということで、2点お伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、以前にも議員の皆様へ報告しましたが、耐震基準に満たない建物となっております。

2点目につきましては、先ほど2番議員にも答弁しましたが、公共施設最適化計画案において、町の考えをお示ししているとおり小学校校舎を移転新築した後に、旧校舎を再利用する案が最も安価にできるものと考えております。なお、プレハブなどリース物件に一時移転する案もお示ししておりますが、中央公民館をどうす

るか、その財源をどうするか、課題も多いと認識しているところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、1点目は、役場庁舎は危険な状態であると。建築基準、耐震性の部分、やはりちょっと危険であるということをごさいます、そうであれば、役場庁舎が、町が示している公共施設の最適化の部分で、小学校をまず中学校の脇に、そして、役場庁舎を小学校南校舎のほうに持っていくというような案が出ているわけでごさいますけれども、移転するにしてもその前に役場庁舎がやはり倒壊してしまっは元も子もないということでごさいますので、その間に何か改善するというような、役場庁舎、耐震性を上げるとか、その点についてお伺いをいたします。

そして、2点目ということで、移転するにしても何年先のお話になるのかということ、その点お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この役場庁舎は、耐震、あるいはいろんな面をやればかなりのお金がかかります。恐らく何十億かかるかもしれませんので、その財源をどこから持ってくるのか、例えばこれを耐震工事して、じゃ、次の一手どうするんだということを話をしないと、ここだけ耐震すれば次の一手がなかなか踏み出せないんですよ、お金がかかりますから。ですから、小学校を中学校のところに持っていけば、この前全員協議会でお話ししたとおりに、早ければ本来であれば、3月からやっていたら、早ければ5年後、6年後には小学校ができ、中学校がもし小学校にいけば、1年ぐらいかかりますから、そうすると6年か7年とはいいいませんが、6年後には全て解決するというごさいます。それが一番財源のかからない方法だと何回もお話をしているはずごさいます。

ですから、とにかく、これ早急に本当に結論を出して、一步前に進まないごさいますので、ぜひ、まず小学校を子どもたちのために、教育のために一日も早く教育委員会から言っていたごさいますとお話も来ておりますので、やはりそのように先に一步踏み出して、その次はこの庁舎をどうするのとお話をしていきたいと思ごさいます。とにかく、10年以内に何らかの形でしていけないと、同じ答弁でありますごさいます、先送りはできる問題ではありごさいますので、ぜひご協力をお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、耐震的には弱いのかなという部分はあるのかなというところでごさいますごさいます、10年以内には何とかかけりをつければ、現在の浅川の役場庁舎でも大丈夫だというごさいますようなお考えなのではないか。もう一度だけお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、10年以内であればここは当然、ここはということはありませんごさいます、もし、この庁舎が潰れたら、体育館も潰れるでしょう。恐らく公民館も潰れるでしょう。それだけの地震が来たら本当にこの庁舎だけでなく、まず民間もかなりの被害は受けると思ごさいます。とにかく、この庁舎が、じゃ、今年どうなんだ、来年どうなんだと、災害によっては、全然私はいや大丈夫だということはいい切れごさいますので、とにかく10年以内にそれなりの一步も二歩も踏み出せば安心できると思ごさいます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい、分かりました」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、（２）町の魅力発信にSNSの活用を、質問を許します。

３番、菅野朝興君。

〔３番 菅野朝興君起立〕

○３番（菅野朝興君） 町の魅力発信にSNSの活用をということでご質問いたします。

質問の目的といたしましては、現在、浅川町では様々な取組が行われております。魅力発信事業として、国からの補助金を活用し、著名人やインフルエンサーに参加していただき、動画の撮影、ユーチューブ動画を作成をいたしました。ですが、やはり一過性のものでありまして、せっかく企画商工課もあるのですから、ふだんの浅川町をもっとPRしていったほうがよいのではないかとということでご質問をいたします。

ふだんの浅川町の農作業の風景や、お米の生産風景、あやめ園、城山からの風景、町内の四季の風景などの、そのような発信があってもよいのではないかとということでご質問いたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

これまで、作成、配信してきた動画につきましては、著名人の起用や観光地のPRなど、話題性や即効性を重視した情報発信が中心であり、おただしのおり一過性の側面があるとはいえ、これまで以上にふるさと浅川町の魅力を首都圏の方々を中心に発信してまいりました。

現在の取組といたしましては、城山へのライブカメラの設置、浅川の花火のライブ配信、観光ポータルサイトの作成など、陳腐化しない最新の情報を発信するために、すみません、間違っ申し訳ありませんが笑わないでくださいよ。私、一生懸命ですからね。

○議長（水野秀一君） 町長、続けてください。

○町長（江田文男君） 継続的な情報発信基盤の整備を進めているところです。

農作業の様子や、四季折々の何げない日常風景といった地域の日常を伝える情報発信につきましては、その重要性を認識しており、今後の取組としてSNSでの積極的な情報発信を検討してまいりたいと考えております。

その担い手の一つとして、地域おこし協力隊に可能な範囲で地域の日常や活動の様子を発信していただくことも検討しており、無理のない形で役割分担を図っていき、行政による情報発信基盤の整備と地域おこし協力隊による日常的な情報発信を組み合わせることで、地域の日常や暮らしの魅力を含めた持続可能な情報発信につなげてまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） ３番、菅野朝興君。

○３番（菅野朝興君） 町長から様々答弁いただきまして、地域おこし協力隊による発信も含めて頑張っていきたいということでございまして、とてもすばらしい方向を向かれているなというふうに思いました。

町長から、城山にウェブカメラを設置したというようなことございまして、私もそれがありませんので、ちょっとそこについて、城山からの雲海ということでそれが撮影できるのであれば、それを編集して、それをユーチューブなり公開したりというようなことであれば、さらによいのかなというふうに思いました。

そして、浅川町は桜などがありまして、城山公園の桜、旧里小の坂道もすばらしい桜が咲いております。議会だよりの表紙となりました一本桜などは、とてもすばらしいものがありました。そして、田園風景ということでございまして、やはり浅川町を歩いてまいりますと、染や太田輪、滝輪、大草など、すばらしい田園風景が広がっております。この田園風景と、さらに水郡線の風景などの動画もあつたらよいかないかと思いましたが、また、町民の方々に、地域おこし協力隊の方も頑張っていたきたいと思いますが、町民の方々に聞き込み調査を行って、さらに地元の魅力発見、発信を強化すべきと思いますが、お伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 菅野議員の言う、全くそのとおりだと思っています。本町は、本当にこの田園風景がすばらしいと思っております。そういう中で、城山から様々な配信をしております。

そういう中で、地元にある文化のもの、たくさんございます。次の恐らく8番議員さんにも同じような答弁になると思いますが、この地元にあるものを発信しなければ、移住定住とか何事にもつながらないんですよ。我が浅川町に何も無い、とんでもないですよ。いろんな面でありますから。川が流れている、殿川や社川が流れていますよね、こういうのも利用しなくちゃいけないんですよ。

我が浅川町には、この狭い中でもJRの駅2つあるんですよ、すばらしいじゃないですか。やはりこういう浅川駅、あるいは里白石の駅を発信しなければいけないんですよ。JR走っているだけで、昔はどれだけ繁盛したんですか、繁栄したんですか。JR走っていない地域は、浅川町はすばらしいと、駅2つあるだけですばらしいって褒めているんですよ。ですから、駅前マーケットをはじめ、様々なイベントをしなければ駄目だということ。浅川町にしかできないことをやらなければいけないということなんですよ。ですから、私も、これからは駅前マーケットをはじめ、このすばらしい浅川町を1つでも2つでも発信していきたいと思っております。それにはやはり、職員はじめ議員さん皆様方でこの浅川町を発信しなければいけないと思っております。

昨年の8月16日、浅川の花火、地雷火、これを見に世界で大活躍しているがん学会の先生方が来たんですよ、初めてでしょう。それで、JRの支社長が何人か来ていますよ。すばらしいじゃないですか。この浅川町はすばらしいということを言っていたいでいますよ。ちょうど今、地域おこし協力隊が、今、浅川町の魅力発信をしましょうとやっているじゃないですか。ですから、私はこの方々の応援をしなければいけません。町民のためにもこの浅川町を活性化しなくちゃいけないと思っておりますので、ぜひ今後ともご協力、そしてまた一生懸命頑張りますので、よろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい、ありがとうございます」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ここで、1時まで昼食のため休憩いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問順6、7番、須藤浩二君、(1) タクシー補助券をより使いやすくの質問を許します。

7番、須藤浩二君。

[7番 須藤浩二君起立]

○7番(須藤浩二君) タクシー補助券をより使いやすくについてお伺いいたします。

質問の目的でございますが、令和6年6月議会で質問をしたその後の経過を確認したいためでございます。質問する背景や経緯でございますが、以前質問した後、町民の方からぜひ実現してほしいと再度の要望があり、特に年配の方で町外の病院に定期通院する方からの要望が多数ありました。以下質問でございます。

まず1点目。JRとの話し合いはできたのか。

2点目。町民からの要望に早く実現するべきと思うが町の考えは。

3点目。関係各所との合意ができたときは、年度途中からでも実施してほしい。

以下よろしくお伺いいたします。

○議長(水野秀一君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) お答えいたします。

1点目につきましては、JRとの話し合いの中で、水郡線沿線での乗車支援補助をしている市町村はないとの回答でした。理由として、無人駅が多く利用者がどこの駅で乗降したのかを物理的に把握できないこと、領収書の発行ができないなど、JR側の技術的な問題があると思われま。

2点、3点目につきましては、確かにそのような声は私のところにも入ってきておりますが、なお、仮に技術的な問題が解消し、合意できたならば前向きに検討させていただきたいと思ひます。

○議長(水野秀一君) 7番、須藤浩二君。

○7番(須藤浩二君) 町長、まず1点目の答弁ですが、水郡線沿線での事例がない、ないからやらない理由はないですね、まず。町長は、全ては町民のためにというのはキャッチフレーズでございますので、ぜひこれは前向きに検討していただきたい。JR側と今度デスティネーションキャンペーンでいろいろ足並みを合わせてやっていくわけじゃないですか。その中で担当者との話し合いもあると思うので、ぜひその辺は解決していただきたい。

それと、本日の一般質問の中で、6番議員の答弁の中で出た数字をちょっと言わせていただきますと、令和7年度のタクシー券の対象者、人数は1,172人、うち665人がその利用の申請を行ったと。それで2月現在、220人の方が426万円使用したと。この答弁を基にいろいろ推察しますと、まず対象者の1,172名がフルに2万円を請求するとなると、予算は2,344万必要です。ですが、例年500万程度の予算しか確保していないということは、そのぐらいしか利用する方がいないという裏づけでもありますね。令和8年度も予算書の中に556万円が計上されております。それをもっともっとひもといていくと、今年申請した665人であれば、おのずと1,330万という予算が必要ですよ。そうすると、おのずと追加予算を考えなければならない、でも現状としては220人の方が426万円しか使っていない。

補助の在り方とすれば、最低限申請した方が50%以上使うのが当たり前じゃないのかなと思うんですね。言うならば精査対象の交付になってしまうんじゃないかと私は思うんですが、そうならないがためにも、やはり、このタクシー補助券を乗り物補助券ということに拡大をして、JRも使えるようにするべきと思ひます。せつ

かく665の方が申請して、使い道のない補助券ではいけないと思うんですよね。まずその辺、町長、もっともっと使いやすくして利用率を上げるべきだと思うんです。いい、本当に使い道だと思うんです。ですから、もっと拡大するべきだと思います。そのためにはやはりJRと何とか使えるようにするというところでございますが、町長いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 須藤議員のおっしゃるのも分かります、本当に。乗り物券は乗り物券で使ったほうがいいということ、それは全く同じなんですよ。これが私は、タクシー券はタクシー券で使っていただきたい。それも本人の買物弱者とか、医者に行くためのタクシー券だったんですよ、もともとは。それで、そういう中で、議会の中で何年も前から、本人だけでは駄目だ、その奥さん、あるいは夫が使えるようにしてくれ、家族で使えるようにしてくれということがありまして、今度はタクシー券は恐らく、間違えたらすみません、4月1日から、夫あるいは妻、あるいはその家族で使えるようにする予定でございます。そして、JRはJRで、私は買物弱者あるいは医者に行く人、あるいは高校生、そういうJRに乗る方は違う別件のほうで何らかの形でいい形があれば補助したほうがいいと思うんですよ。

タクシー券はタクシー券、何でこれタクシー券をJRの券に使っちゃうと、前に一般質問でも来たんですが、買物できないか、お店で使えないかという私、答弁しているんですよ。いまだにその件で私のところに来ているんですよ。私はタクシー乗らないから、これで買物できるようにしてくださいというの。これも本気で言うんですよ。恐らく、兼子議員や何人かに言っているんじゃないですか。恐らく、前もそういう答弁しているんですよ。いまだに、これ本気で言うんです、そのことは。そうすると、買物客にそういうのをしちゃうと、次から次に広がっていっちゃうんですよ。ですから、タクシー券はタクシー券、今度JRで水郡線で使うのは、買物とそういうので何らかの補助できればいいなと思っておりますので、いい知恵があればやっぱりやってみましょうということで、ぜひ、タクシー券はタクシー券をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） タクシー券はタクシー券で残して、JRはJRで別枠で補助、町長の頭の中に描いているのは、タクシー券は2万円、JRも2万円、でも使う人は選択制ですよ。同じ人が両方くださいというのはなしですよ、当然。今後、それは検討材料かと思うんですが、やはりそうやってJRのほうに何とかしたい。それで、JRの駅の切符を売っている方と話したんですが、私はぜひとも使っていただきたい、そういう補助券を作ってJRを利用してほしいということは言われておりました。先ほどから言っていますけれども、方法としてはやはりトップセールスですね、町長。デスティネーションキャンペーンで挨拶に行くぐらいのアポを取って、行ったら最後、これをうんと言うまで引き下がらないで何とかお願いしてくるような、そんなトップセールスをしていただいて、ぜひ町民の福祉向上に役立てていただきたいなと思います。

それで、現状を申しますと、郡山に片道、今、860円です。往復で千六百何がし、そうすると500円券で3枚使って、あと百何十円を現金で払うと、月1回1年間通院しても1万8,000円ということで、非常にそういう券があればありがたい。それは埴の厚生病院に通う方は切に言っております。埴だとやっぱり、一月に1回じゃなく、一月に2回ぐらい行く方、3回行く方いるそうです。ですから、やはり病院代もままならないこの

世の中、そういう方はやはりJRを使っている人がほとんどなんですね。家に身内がいなくて、やはり移動手段がJRという方、そういう方がほとんどだということもお聞きしております。ですから、最後に書いてありますように、年度内で合意ができたときには速やかに条例をつくって実施していただければと思いますが、町長、いかがですか、再度。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これまた金額とか年度内が大変難しいんでありますから、とにかくこれはJR活性化のためにもJRを使っていたきたいんですよ。というのは、今、須藤議員が言ったとおりに、確かに埴厚生病院、郡山の病院とか、それは私のところにも来ていますよ。そして、だから今回も現金のお金、あれが大変ありがたいというのはそこなんですよ、やっぱり。お金がかかるんですよ。

ですから、そういうJR、浅川町には水郡線2つあるんですから、その活性化のためにも今後の検討課題とさせていただきます。この年度内とかその金額は、まだまだ出ませんので、とにかく私は町民の、高齢者のためにも、一歩も二歩も進めなくちゃいけないと思っておりますので、大きな課題だとさせていただきたいと思えます。とにかくJR活性化のため、そしてまた高齢者を守るためにも、ぜひ一歩でも二歩でも進めたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 町長、ごめん。しつこいようですけども、最後の質問です。

そうですね。私、今日さっき6番議員に答弁したところで引っかかったのは、タクシー屋さんも助かると。タクシー屋さんを助けるためにやるタクシー補助券じゃないんですよ。そこをやはりもう一度町民側に立っていただきたい。まさに、JRの活性化は二の次でございます。町民の福祉のためということで再度よろしくお願いたします。

○議長（水野秀一君） いいですか。

〔「オーケーです」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、（2）廃校の利用についての質問を許します。

7番、須藤浩二君。

〔7番 須藤浩二君起立〕

○7番（須藤浩二君） 廃校の利用についてお伺いいたします。

以前にも質問はさせていただいている案件なんですけど、廃校となっている2校の小学校、6年が過ぎました。現在も再利用のめどが立っておりません。維持費ばかりがかかっている状況です。早急に再利用するか解体するかを判断すべきと思ひ、以下質問します。

また、先ほどの町長の答弁の中で、里白石小学校か山白石が分かりませんが、利用の案件が来ているということをお聞きしましたが、それは抜きとして、以下3点お伺いいたします。

まず1点目。再利用の一つの案として、小さな子どもを持つ方からの意見でございます。近年の異常気象により、特に夏場は子供たちが外で遊ぶことができないので、廃校の体育館を室内の遊び場として整備してほしいと。

2点目。廃校再利用を考える、町民参加のプロジェクトチームをつくるべきと思います。特に若い世代、10代から30代の意見を聞いて、有効活用してはいかがでしょうか。

3点目。解体する考えはございますか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、担当課において現在そのような使用ができるか、指示をしているところです。

2点目につきましては、参考意見とさせていただきます。

3点目につきましては、今現在はそのような考えは持っておりませんが、除去するための有利な起債事業であります公共施設等適正管理推進事業債、いわゆる公的債が来年度、令和8年度まで国において展開しておりますので、解体も一つの選択肢になるものと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 再質問でございます。

1点目に関しましては、考えを持っているということで、ぜひとも、ただ放置しておくのであれば、やはりそういう再利用も一つじゃないかなと。やはり何かで使えるのであれば使っていただきたいなど。建物でございます。風を通さなければどんどん風化します。傷みます。本当にもう6年間、丸5年過ぎて、二千五百万円何がし、3,000万弱の金がただ建物の維持管理、警備代とかそういうのでかかっている、やはりもうそういう状況にしておくのはやめてほしいという思いでございます。何とかして、若い、子どもを持つ親御さんの立場に立って前向きに考えていただきたいなと思います。

近隣町村では、矢吹町とかに屋内の遊び場が整備されているそうです。浅川からもやはり同じような子どもを持つ親御さんたちが、土、日になると行っているという話を聞いております。やはり町民のためということを考えれば、ぜひとも一歩前に進んでいただきたいなと思います。

2点目は、参考意見ということで考えてみるということで。

3点目の、解体する考えについては、有利な起債、何か補助等があれば行いたい。行うにしてもやはり方向性をまず考えて、2校のうちの1校はもう閉めるような考えも一つではないかと思いますがいかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、本当に少子化で、子どもの少ない時期に、やはり本当に子供は大事でございます。

皆さんがおっしゃるとおり子どもたちのため、子どもたちのためにと私も考えております。そういう中で、体育館は今後、中、改装してやるのかというのは、今のところ考えておりませんが、これも一つの検討課題でございますが、私、以前にも言いましたが、こども園には遊具もたくさんありますし、トイレもありますし、そこを何とか利用できないかなとは思っているんです。ですから、やはり私の一つの検討課題としては、立派なこども園ありますから、また、コミュニティーセンターもありますから、何らかの形ですれば本当にすばらしいコミュニティーができると思っているんです。ですから、本当に皆さんでいいアイデアをあって、あるところ、すばらしいところをちょっと利用していただきたいなと思い、それにあと駐車場もありますし、便

利もいいと思っていますから、そこら辺は教育長とか関係者とちょっと話をし、もう一歩進めたいなどは思っております。

あとこの解体、これは今回、現に見に来て、今来れば相談している会社がもし使っていただければ、解体の方向に進まなければ駄目だと思っております。私、昨年までは東京の事務所に言って何とか小学校跡地を使っていただきたいといろいろ申請はしていました。でもやはり日本全国、こういう校舎がいっぱいあるんですよね。ですから、本当に難しいところであります。ですから、もう少しの間、これ答えが出ますので、ぜひもう少しお待ちいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） そうですね、やはり解体するに関しても、あまり時間をかけずに結論を出す時期だと私は思います。

それで、子どもの遊び場に対してですけれども、一つ提案がございます。こういうことを言われた、中学生の、特に女の子の方も、今、男の保育士さんもいますけれども、将来子どものそういう保育士さんとかになりたいよという夢を持っている中学生っているんじゃないかなって言われたんです。そういう方に、土、日、無償とは言いませんけれども、何かそういうので携わっていただいて、今町長が言った、こども園の土、日の開放にそういう方がボランティアとして入っていただいて、子どもさんと触れ合う、そういう場をつくってもいいんじゃないかなという意見をいただきました。ああ、確かにそうだなと。

高校生も今、土、日とかバイトしている子どもさんとかもいますけれども、やはり子どもが好きだという子供もいるんです、生徒さんも。ですから、そういう方が触れ合えるような場所を浅川町でつくることによって、将来、こども園で働く先生になるんだなんていう子どもが1人でも2人でも出ればいいのかなという思いであります。ぜひとも私の拙い考えを実現していただいて、よりよい浅川町にしていいただければと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） いや、本当にすばらしい考えです。すばらしいと思えますよ。今、保育士、介護士というのは本当に少ないんですよ。やっぱりそういう中で、少しでも浅川町と触れ合っていれば、浅川町に愛着もできるんですよ。この触れ合える場所というのは物すごい大事だと思うんですよ。まさにそのとおりだと思っています。

やはり今、小さい子どもたちが自転車に乗って歩くのをほとんど見かけないんですよ。お孫さんとおじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんが歩いていると、本当に珍しいなとそういう思いなんです。ですから、やっぱりそういう子どもたちを目指すために、愛着ができるようなそういう場所をつくるのも私の仕事だと思っております。ですので、これは教育委員会にこの話を持って行って検討していただきたいと思っておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい、オーケーです」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、質問順7、5番、木田治喜君、（1）空き家等対策特別措置法に基づく「旧浅川

座問題等」についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） 通告に従って質問させていただきます。

我々町議会議員は、区民の代表、いわゆる町民の代表という意識はもちろん持ち得ながら、心情的には大局的見地で事象を見る目が必要との思いで、10年20年先を見据えて是非を判断しています。議会議員として7年目に突入した私ですが、当町の課題との位置づけの中で象徴的な旧浅川座問題も、行政による2度のネットがけを含めた対応には地域住民として感謝申し上げているところではありますが、総合的には何ら変化のない状態が続いていることに対し大変危惧しております。区民の皆様からは、何か変わったのかとお叱りをいただく状況であります。この問題に対して、一步でも前に進めていただきたいとの気持ちで質問します。

令和5年12月に施行された、空き家等対策特別措置法の改正は、全国的に空き家問題を1か所でも多く解決へと加速させる糸口となっていると推量します。当町も同様な課題であるとの認識の中で、改正は解決への追い風となるとの思いです。地方創生の旗印の下にある現状で、地方再生の具体的な事業を実施している当町においても、ゆゆしき問題に対処するため現在の進捗状況と今後の具体的なスケジュール等を伺います。

1点目。空き家等対策特別措置法改正後、当町の空き家問題対応の具体的変化点、空き家問題に対しての具体的変化点を伺います。

2点目に、当町の空き家認定件数及びこれは参考までなんですが、これはお伺いします。所有者不明地等の件数をお伺いします。

3点目、当町の空き家所有者不明地等の固定資産税の課税実態及び旧浅川座固定資産税納税通知状況を伺います。

なお、個別の納税通知状況に関しましては、個人情報云々等もありますので許容範囲で結構です。例えば、納税通知書を共有名義であればそれぞれにか、代表者に発送しているかなど、いないか等をお知らせください。

4点目、行政代執行と略式代執行との違いとは及び鏡石町における県内初の特定空き家略式代執行による解体に対して、町見解をお伺いいたします。

以上、4点お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 質問事項が長うございますから、答弁も長くなりますのでよろしくお伺いいたします。

1点目につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、町条例の改正、空き家対策審議会の開催及び空き家対策計画の策定に至っております。

2点目につきましては、令和6年度に実施いたしました空き家等の状況調査結果に基づき、空き家と認められる件数は191件となります。また、所有者不明地等については、現在、所有者や納税義務者が不明のため課税保留としている件数は、土地128筆で所有者8名、家屋23棟で所有者10名となっております。

3点目につきましては、空き家及び所有者不明地筆については、調査の結果、納税義務者が確認できない場合は課税保留として課税できないということになります。

次に、旧浅川座の件につきましては、土地と家屋の所有者は別の名義となっております。個人情報のため、

詳しくは申し上げられませんが、土地は数名の方の共有地となっており、課税については通常どおり代表者の方に納税通知書をお送りしております。家屋については、お亡くなりになった方の名義のままとなっておりますが、この建物は既に屋根が抜けており、家屋として課税する要件である、屋根があり三方を囲まれ、外気との分断性があるという要件に満たないため、現在は課税上の家屋としては扱っておりません。

4点目につきましては、行政代執行は、行政代執行法及び空き家等対策の推進に関する特別措置法が根拠法令で、所有者が特定されている場合に行われる強制措置となり、略式代執行は、空き家等対策の推進に関する特別措置法が根拠法令で、所有者が不明または確知できない場合に行われる特例措置であると認識しております。

鏡石における県内初の略式代執行による解体につきましては、今後、解体費用の回収方法等を含め調査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

1点目については、改正項目の活用という意味では、その意味での変化点はなかったということだと思います。条例の改正、それから審議会、それから空き家の対策の策定ということで、町からの空き家等に対する働きかけという意味では変化点がなかったというふうな認識をしております。

それで、2点目については、所有者不明地というのはちょっと取り違えていたのかなという感じはしますが、それは結構でございます。

それで、令和7年の3月定例会で質問にて答弁いただいたとおり、今度の措置法、改正項目は活用の拡大、それから管理の確保、特定空き家の除却等及び報告徴収権と承知しています。特に重要視する項目が、管理の確保における管理不全空き家の概念の導入です。放置することによって、特定空き家認定となる空き家への指導勧告も可能となり、勧告を受けた管理不全空き家は固定資産税の住宅地特例の解除も視野に入ることですね。いわゆる税負担が増加することにもつながります。

ということで、3点目に固定資産税関係をお伺いいたしました。では、なぜ改正に至ったのかということ、冒頭にお話ししたとおり、全国的な社会問題に対して改正前では特定空き家認定からでないと行政が対応できないという懸案がありました。特定空き家になる前に対策を講じる必要性が高まり改正したと思われまます。

前回のおさらいの意味で再質問いたします。令和7年3月定例会一般質問でただした、空き家等対策特別措置法改正に伴い、当町の関連条例を令和7年度中に改正するとの回答をいただきました。令和7年、第6回定例会にて審議、議決されたことは承知しています。あわせて、空き家対策審議会条例第2条に明記されている国の特措法第6条第1項に規定するという条文については、7条ではないかというふうに検討していただきたいという旨申し上げましたが、条例改正時に7条に変更されています。ですから、この2点とも令和7年3月の定例会でお話、検討されたということが、そのまま実行されているというふうに思っております。

それで、ただしです。浅川町例規集をウェブ上で閲覧すると、改正前のままで改正後がアップされていません。アップ予定はいつ頃になりますか、お伺いいたします。個人的見解ではありますが、正確性と最新性が求められる観点から、いろいろな手続を踏んだ中で早めに反映されるものと認識しておりました。私、個人

的な見解です。更新時期は各自治体に委ねられているとはいいながら、当町では年度中に条例の改正等があった場合、いつまでに差し替えが終了するなどの決まりはあるのでしょうか。2点ほどお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ただいま広範囲になりますので、各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは私から答弁させていただきます。

今、議員さんのほうから質疑あった件なんですけど、基本ルールはないんですけども、条例は改正になれば速やかにアップするようにしていたつもりなんですけど、落ちていた部分があることは大変申し訳なく思っております。速やかにアップしたいと思っております。

以上です。

〔「もう一つ」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 私から改めて5番議員さんにご答弁いたします。

漏れてはないんですけども、実は直でやっているわけではなくて、ぎょうせいをお願いしている部分があるんですね。それで、タイムラグが生じているという、こちらの見解なんです。ただ、今回このような指摘あったので、改めて申しますけれども速やかにはアップしたいし、あと、例規集のほうにも反映したいと考えております。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 決まり事があれば、それは執行側に委ねられていますので、いつだろうと、1年だろうが2年だろうが構わないですよ、私が言っているのは。そうじゃなくて、こういう条例改正、一部改正等があった場合に、どのぐらいでアップ予定なのかという決まりが執行側にならなければ、これは問題だろうということなんです。だから、私も目くらまして条例が改正されていないよ、例規集見たところアップされていないよということでこういう質問しているわけじゃなくて、行政側としてそういうタイムラグもあると検討しているのだから、半期に一度見直すとか、1年に1回見直すんですよということであれば、それはそれで了解なんです。逆からいうと。更新時期はどんなあれを見ても、これは行政に任せてありますから、この問題は町長が決めるものでもないし副町長が決めるものでもないですよ。行政として、じゃ、どういうふうに決められているんだということだけなんです。ぜひともその辺は勘違いしないでいただきたいということなんです。

だから、条例改正は正しくやられていますので、それが例規集で見たときにいつ頃載るのかなとちょっと不思議に思ったんでそう質問しました。ですから、今後については速やかにということなので、速やかという言葉も、これもちょっとあやふやな言葉なんですけれども、じゃ、期日からすればどのぐらいなんだ、どのぐらいのスパンで物を見ているんですかという話になるんで、ぜひともここは具体的に今後のこともありますんで、決めていただきたいなというふうに思っております。

ぜひともその辺をお願いしたいということですが、町条例改正が、町空き家問題解決のスタートというふう

に私も心得ています。条例改正があり、空き家対策審議会があり、空き家対策計画策定になるとの流れで、令和5年度実績で、これも前に申し上げましたけれども、83%の市町村が策定済みということです。令和7年度になるということで、今、空き家対策計画策定が出来上がるころだというふうに思っております。例えば、条例改正なしで空き家対策審議会運用及び空き家対策計画策定は可能だったのかどうか、これちょっと質問させていただきたいというふうに思っています。

あわせて、旧浅川座を特定空き家に認定できない理由として、前に質問したとき、空き家認定をできない理由として、委員会の審議と対策計画がなかったから認定が遅れたという答弁でした、以前。私が質問したときに、こういう執行側の答弁がありました。全国的には改正前に策定した空き家対策計画を今改正しているというふうに聞いています。いろんなところで自治体が早かったものですから、つくるのが、今、空き家対策改正に伴って、また空き家対策を手直ししているんだというところがあります。そういう意味では、改正後に空き家対策計画が策定されたので、当町についてはその手直しは要らないだろうというふうに思っていますので、これはよかったのかなと、逆に思っています。今現在。

令和元年にも同趣旨の質問をした折にも、執行側の答弁として旧浅川座は特定空き家認定の条件は備えているという答弁をいただきました。これ、令和元年にです。私、令和元年と、先ほど言いました、令和7年3月に質問していますけれども、令和元年に質問したときも空き家の認定の条件は備えているんだという答弁が執行側からありました。行政も地域関係者も含めて、同じ感覚を持っていたんだということがここで分かります。

そこで質問なんです、審議会が運用され対策計画が作成されたならば、旧浅川座の特定空き家認定となる場合の町事務の流れ、いわゆるフロー図の一般的概略、一般的でいいので、いわゆる浅川座に特定したことじゃなくて、一般的で結構ですので、一般的概略を伺います。また、過日の全員協議会でも話題となったパブリックコメントの実効性について、ちょっと質疑がありました。浅川町空き家対策計画、令和8年3月策定を目指して、パブリックコメントを令和7年12月24日から令和8年1月28日の募集期間で実施されたことも承知しております。パブリックコメント募集にて、町民からの意見等は何件ぐらいあって、どのような意見だったのか、簡単でいいので、こちら以上、3点ほどお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これ詳細にわたりますので、各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

まず1点目なんですけれども、町条例がなくても空き家対策計画の策定ができるかどうかという内容だと思うんですけど、これにつきましてはできるものだと思っております。

続いて2点目なんですけれども、審議会での認定のフローについてでございます。まず、町民等から通報等で空き家等の情報を町が把握いたします。その後、3項目ほど確認を行います。外見目視による現地調査、1つ目ですね、今のが。2つ目、所有者等の調査確認。3点目が立入り調査。次に、管理不全空き家の認定、これは審議会になります。管理不全空き家の認定までは町のほうで、審議会に諮らないでこれはできます。

次に、適切な管理を促すため、助言や情報提供などを行います。この段階で状態が改善されるかどうかの確

認を行います。次に、適切な管理が行われない場合には、適切な管理を求める指導というものが行われます。改善されている場合につきましては、管理不全空き家の認定取消しということが行われます。この適切な管理を求める指導をした結果、適切な管理がされない場合につきましては、浅川町空き家対策審議会に諮問することになります。この諮問の結果、助言や意見をお伺いして状態が改善されないということのままですと、適切な管理を求める勧告という措置になります。この勧告が、特定空き家に関しましてはこの勧告で固定資産税の住宅用地特例の除外が行われるということになります。

その後、さらに状態が改善されないということであれば特定空き家等の認定という形になります。これも空き家対策審議会の諮問ということになります。

なお、フローにつきましては、議会の初日にお配りいたしました令和8年3月策定しました、浅川町空き家等対策計画の20ページに記載されている内容を今読み上げたものとなります。

それから、3点目なんですけれども、空き家対策計画の策定に当たりまして、審議会でおおむね審議した内容をパブリックコメントを実施いたしまして意見をお伺いしました。その結果なんです、寄せられたパブリックコメント、いわゆる意見等は残念ながら今回ゼロ件だったものですから、内容等は特にございませんでした。その旨を審議会にお諮りいたしまして、審議会としての案というものも承認していただいたところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 1問目なんです、条例改正なしで空き家対策審議会運用及び空き家対策計画策定は可能なんだろうというふうに伺いました。それで今、フロー図も併せて伺いました。そうすると、フロー図の中にいろいろな対策審議会への項目等も出てきます。何件か出てきます。私は条例改正なしでは管理不全空き家等の文言が入ってきませんのでできないんじゃないかなというふうに思っていたんですが、これをできるというふうな回答だったので、それでよろしいんでしょうかというふうに再度質問させていただくんですが、よろしければよろしいんで、できるんだよということであれば、なぜ今までしなかったのという話になっちゃいますので、できるということなんだろう。ではそれはそれで結構でございます。できる理由をちょっと分かるようにご説明いただければというふうに思っています。

それで、パブリックコメントについては、募集しても応募なしという結果だったというふうに今お聞きしました。各自治体でも応募者増加のための数々の工夫がなされています。これは皆さんご存じのとおりだと思いますが、当町でも町ホームページで案内したり、広報紙に掲載したりしています。ある町民の方いわく、これをちょっと聞いたことがあるんですが、いわく、そもそもパブリックコメントって何だいという方がいらっしゃいます。あれ、広報なんかで見るとパブリックコメント募集みたいな形であっているんですね。じゃ、パブリックコメントって何なのという、意味も理解できないんだという声も私何件か聞いております。それで、公募するたびに意味と重要性を明記するか、せめて日本語を括弧書きにして意見公募なり意見募集とか、そういったもので日本語を添えてもいいんじゃないかなというふうに思っております。私が言うのも変なんです、ぜひともその辺のところは対処願いたいなというふうに思っております。

周知するには、行政の広報活動に依存する部分が大きいと言われております。周知方法として町のホームペー

ジや広報紙はもちろんのこと、公共施設に募集チラシを含めてパブリックコメントについてのPRポスター等を掲示するのも一つの方法ですし、例えば、玄関先にディスプレイ、町長の入口のところにありますよね、今もあるのでしょうか、ちょっとこのところ見ていないので分かりませんが、ディスプレイがございませぬ。ああいったものを玄関の先に持っていきまして、募集中等のビデオを流したりとか、それで周知して身近に感じる啓蒙が必要なんじゃないかなというふうには私は思っております。応募者ゼロということは、費用対効果がゼロだよと、効果何もなかったんだよというぐらいの気持ちでぜひとも今後は当たっていただきたいというふうには思うんですが、いかがでしょうかということで1点目お伺いします。

それから、冒頭の質問の3点目、旧浅川座の固定資産税関係ですけれども、その年の1月1日時点の不動産所有者に課せられると定義され、空き家であっても共有であっても所有している限りは納税義務が発生します。そこで再質問として、共有名義であれば各共有者が自分の持分割合にて税金を負担することになりますが、納税通知書は代表者にまとめて送付することが多いようで、先ほどの回答ですと代表者に送っているんだということがありました。それで、旧浅川座に関して、建物の納税通知書が送付されていないのは何の条例から、建物ですね。屋根がどうのこうのという話がありました。この条例はどこから来ているのでしょうか。これをちょっとお伺いしたいということと、併せて2024年の相続登記義務化の絡みを含めて、名義の変更等はあったのかどうかということ、3点ほど、先ほどの冒頭のやつと合わせて3点ほどお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、まず1点目についてお答えいたします。

こちらの解釈の部分のお話だったかということで、ちょっと私のほうで捉えてそのように答えたんですけれども、まず国の法律がありまして、国の法律を読みますと、空き家対策計画については、市町村はその区域内で空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために、基本指針に則して空き家等に関する対策計画を定めることができるというふうになっていますので、法律だけを見ますとできるというふうにはまずはお答えいたしました。

それで、この空き家条例なんですけれども、町独自で定めておりますけれども、ないところもたしかございます。ないからといって空き家対策ができないかということ、法律がありますので、できるということになるんですけれども、自治体によってはこの空き家対策特別措置法の施行細則というようなものだけをつくってやっているようなところもあったと記憶しております。なので、町が条例をつくったというのは、あえてさらに今後、町独自の空き家対策というのを上乘せすることも、この法律はできたというふうに思っております。これ、最低限の基準だというような法律だったようなことなので、そういったこれに上乘せするような条例をつくっている自治体も一部にはあったと記憶しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、家屋としてなぜ課税していないかという件ですが、これは条例ではなく地方税法、ちょっとどの項目だか忘れてしまいましたが、地方税法の中で家屋というものは屋根

があり、三方壁で囲まれ、外気との分断性があるものが家屋という課税の要件がありまして、屋根が抜けたことによってもう課税上の建物ではないという判断をしまして、屋根が抜けた時点で家屋としては取り扱っておりませんので、全く課税物件としては扱っておりません。そのため、現在、登記が変更になっているかどうか等についてはこちらでは把握しておりません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは3点目の、パブリックコメントの方法なんですけれども、近年、特にこういった町で事業を実施するような場合に、このパブリックコメントをもって広く意見を伺うということで実施しているところであります。

それで、このパブリックコメントという言葉自体が分かりづらいんじゃないかというお話がありました。確かにそのとおりでございますんで、周知する際には意見を募集していますといった一言、そういうことをしっかり加えて、ぜひ意見をくださいというように柔らかく伝えるなり、そういった方法が必要で、せっかくやっていますので、なるべく意見を出していただけるような方法をこれからも考えていきたいと思っております。

今回の建設水道課の空き家対策計画については、建設水道課窓口で手書きでコメントいただいたり、それから町のLINEやXなどにパブリックコメントができるフォームのリンクを張って、そこから直接回答できるような方法で実施いたしました。そういった方法をもっても、なかなか結果1件もなかったということでもありますので、引き続き今後もどのような方法を取れば多くの意見をいただけるかということを考えながらやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

広報紙、幾つの方が見るのか分かりませんが、いわゆる先ほど、6番議員さんの質問の中にも、暮らしの便利帳についての質問がありました。目的と手段、何を目的にしているんだということを、パブリックコメントの場合は意見の公募ですよね。ということは公募していただくためにはどういった苦勞をするのか、どういった手段がいいのかということを考えなきゃならないんだろうと思います。

便利帳もそうだったんですけれども、じゃ、何の目的でどういったものをつくるのか、いわゆる90周年の記念行事の一環として概要版を作るんだというんだったら概要版でいいんだろうと思うんですが、それが便利帳と名前がついているんだとすれば、あらゆる人が見やすいように、いろいろなものを町としても網羅しているものを作るのも必要なことだろうし、パブリックコメントについてもそうだと思うんですよね。いわゆる、ある程度の年齢から、上は先ほど100歳という話が出ましたけれども、100歳の方までみんなが見るんですよ。みんなが見たときに、横文字だから分からねえんだというような形の中とか、それから簡単に説明してやるとか、そういった心遣いも必要じゃないのかなというふうに思ってお尋ねしました。ぜひともその辺のことを検討していただいて、より多くの町民の方が見やすいようにしていただきたいなというふうに思っております。

それで、先ほど固定資産税関係の話をお聞きしました。減免ということは、納税する建物の屋根がないから

納税通知書は出していないんだという話がありました。ということは、建物が駄目なんだから土地は高くなっているんですか。建物を住居とみなしていないのであれば、土地はいわゆる6倍だとか、何倍だとか言われていますけれども、そういったことになっているんでしょうかということ。それで固定資産税の減免がされているんだということになれば、土地課税に対しての優遇措置はどういうふうになっているのかなということ。例えば、土地課税に対しての減免の申請書とか、そういったものは申請されているんですかということをお聞きしたいと思うんですね。

それで、もう一つは、その対応ですね。先ほど来から特定空き家云々の話がありますけれども、今、浅川座に対してはどんな位置取り、対応になっているのか、行政側としてどんな状態になっているのかということをお聞きしたいと思います。当町は浅川座に代表されるように、空き家が増加している背景に実家の相続や親の施設入居と身近な事情があります。私のところも申し訳ないんですが、管理はしているんですけれども空き家1軒ございます。ですから、こういったものをしっかり管理していかなきゃならないと、改めて、私、こういう質問を書きながら感じているところでございます。

逆に言うと、空き家対策総合支援というのがあります。国の支援としてですね、空き家対策総合支援事業があります。これは国交省でやっていますけれども、対象条件として、空き家対策計画、先ほど出ました、それから、協議会の設置などが義務づけられています。これがあると、いわゆる国の支分で2分の1でしたかね、多分、一括支援を受けることができるんだと思います。社会資本整備総合交付金とは別枠が可能のため、独自事業推進自治体も使いやすく、2025年終了となっています。ただし、これは26年以降も継続されるんじゃないかというふうに今のところ言われています。ぜひとも、空き家のあれをするときに、空き家対策総合支援事業、これを国の補助制度ですので、これをぜひとも利用していただいて、さらに推し進めていただきたいというふうに思っています。

いろいろあるんですが、条例改正、空き家対策計画の策定、審議会の運用、活性化をぜひお願いするところではあるんですが、使える支援策については国・県を含めて使っていく姿勢に対し、町の見解、最後に伺って終わりたいと思うんですけれども、先ほどの税の部分と、それから浅川座の今の進捗状況、対応がどんなふうになっているのか。それから、最後にこういった国の支援事業もありますので、空き家対策総合支援事業、これがありますので、ぜひともそちらを利用していただいて、それも周知していただいてみなさんが使いやすく、こうこうだよという説明も含めて、ぜひとも広報等に載せていただきたいというふうに思っております。

26年の予算はまだ決定していませんので分かりませんが、多分、引き続き2026年以降も行われると私は思っていますので、パワーアップしたところ、レベルアップしたところの支援事業ができると思いますから、ぜひともその辺を参考にさせていただきたいというふうに思っています。それに対しての町の見解を3点ほど伺いして終わります。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） パブリックという横文字を使っています。これの説明を書いてくれということですが、これからそういう横文字は使わないようにいたしたいと思います。というのは、今もう10年前から、各新聞社、国会議員、テレビコメントみんな横文字じゃないですか。本当に、私も分からないです、横文字というのは、私は横文字なんてと言うと、また笑う人がいるだろうけれども、なるべくそういうパブリックとかそ

ういうコメントは書かなくて、なるべく分かりやすい日本語にしていきたいと思っております。恐らく、テレビとかもろもろ言ったコメントたちはどういうふうにまたこれから使うんだか分かりませんが、私も今度いつかそういう東京のほうでお話しするときは横文字使わないと言いますので必ず。ですから、どういう反応があるか分かりませんが。

あとそのほか、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） 土地の課税の件につきましては、別の所有者でありまして、課税の個別の中身になってしまいますので、個人情報の観点から私のほうからお答えすることはできません。

以上です。

[発言する声あり]

○議長（水野秀一君） 静粛をお願いします。

2点目、3点目、答弁させます。

○建設水道課長（生田目 聡君） 2点目、3点目について答弁させていただきます。

浅川座の今の状況と今後の状況というお話なんですけれども、浅川座に関しましては町長答弁にもありましたとおり、共有地であったり、それから共有建物である、それから相続もなかなかというような状況もあります。そういったところで、今後、共有地の方とのお話しもちょっと持っていったほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。今までちょっと共有地の代表者の方とお話をしたことがあったんですけれども、その方の意向は確認したことはあるんですけれども、共有者のそれぞれの方々の意見、どのような考え方があるのか、そして土地の所有者として自ら解決するというような方法も、中にはあるんだと思うんですけれども、そういった考えと、それから、今後その土地をどのようにしたいのか、そういったところも確認しながら、そういった意向も踏まえて町としてできることというのを考えていきたいというふうに思っております。

それで、令和8年度につきましても、空き家対策審議会を開催したいと考えておりますので、その中で管理不全空き家の認定、それから特定空き家の認定というふうな段階に入っていきますので、いよいよ浅川町においても例の固定資産税の軽減の解除というのも入ってくる段階なんだと思うんです。これにつきましては、空き家対策の推進に関する法律できまして、町でも条例をつくりまして改正をしましてという段階にきております。法律ができましたのですぐに認定ということになりますと、やはり大変税金が高くなったりですとか、いろんな面で町民の方も影響があるんだと思います。これまでの期間、周知をして空き家を適正に管理していただきたいという周知を行ってきたという段階だったものが、今度一步踏み出していくというフェーズに変わることかなというふうに思っております。今まではちょっと柔らかい表現で周知をしていましたけれども、固定資産税の納税通知の中には適正管理という言葉で、お願いしますということでしたけれども、いよいよ段階的にその固定資産税のお話もちょうと触れなければならないのかなというふうなところになってきていると思っております。

それから、3点目でございます。

空き家対策総合支援事業なんですけれども、これ国の補助金、交付金なんですけど、町で事業をやる際にも、この社会資本整備総合交付金、この空き家対策としても使えるものはあります。ですから、こういったものも

積極的に使えるものは使っていきたいというふうに思っております。それから、令和8年度予算に計上しておりますのは、空き家等対策の関連事業補助金ということで、こちら一般の空き家を所有している方、それから再利用したい方、除却したい方が利用できる町からの補助金で、県の補助もあります。こういったものの予算計上しておりますのでこれをしっかり周知をして、空き家の解消等につなげていきたいというふうに思っております。周知をして、ぜひ利用していただきたいと思っております。令和7年度は予算あったんですが、実績がゼロでございましたので、ぜひこういった補助事業を活用して、空き家を解消していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） 再度、補足いたします。

土地の件に関しては、あくまでも個別の課税の内容になってしまうので、ちょっと一般論でしか申し上げられません。特定空き家と認定された時点で土地の小規模住宅地特例、200平米まで6分の1になると。その特例がなくなる。そのためにその分は高くなるということで決まっております。

浅川座の件につきましては、先ほど申しましたとおり個別の課税の内容になってまいりますので、詳しくはちょっと申し上げられませんが、特定空き家ということで認定されれば、それに従って課税のほう行うということになっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）浅川町消防団の処遇改善についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） 冒頭には、昨日の町長をはじめとした火災対応ご苦労さまでしたということで、各自治体の消防団は自らの地域は自らで守るという崇高な精神に基づき、地域防災の中核を担っています。近年は、従来からの消火、救助活動に加えて、災害の多様化、大規模化に伴い風水害、地震などの大規模災害時の救助、避難誘導、救出活動、災害防御活動と多種にわたります。そのような環境の中で特に重要視されるのが、マンパワーの確保等の位置づけにおいて、当町の具体的施策等をお伺いします。

なお、地域消防団は、ある程度の自主性と主体性をもって運営されていることについては承知していますので、細部にわたって申し上げるつもりはございません。

1点目。令和7年4月現在の分団数と条例定数、年齢別団員数、充足率及び過去5年の団員数、新規入団数、退団数の推移をお伺いします。

2点目。防災上必要不可欠な浅川町消防団の課題及び団員減少要因の町見解をお伺いします。

3点目。団員数増加及び退団数減少に向けて実施されている具体的施策をお伺いします。また、報酬の引き上げを含めた待遇改善についての方向性についてお伺いします。

4点目。浅川町消防団のイメージアップをどのような形で図られているかも含めて、団員活動の内容等の町民への周知をどのような方法で実施しているかお伺いします。

以上、4点をお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、分団数は6分団、条例定数が311人、年齢別団員数は20歳未満が1人、20歳から29歳が28人、30歳から39歳が63人、40歳から49歳が86人、50歳から59歳が9人、60歳以上が2人、充足率が71.38%となっております。過去5年間の団員数は、令和3年度が254人、令和4年度が247人、令和5年度が243人、令和6年度が226人、令和7年度が222人、同じく過去5年間の新規入団員数が28人、退団員数は57人となっております。

2点目につきましては、少子高齢化による若者の減少や町外への転出による人口減少も理由の一つですが、特に飲み会や地域活動参加、先輩、後輩の人付き合いなども要因と考えられます。

3点目につきましては、町の広報紙やホームページ等による団員募集の発信や回覧板でのチラシ配布を行っております。また、令和4年度に出動報酬を改正しており、現在は災害時1日8,000円となっております。

4点目につきましては、今後も引き続きイメージアップや若い人たちの情報発信としてSNS等も活用して消防団活動の重要性を含めたPRをしてまいります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かりました。

全国的にちょっと見てみますと、消防団員数は年々減少しております。1955年、これは皆さんご存じのとおり200万人近くいました。1990年には100万切りまして、99万7,000人、それから2024年は74万7,000人、2025年は73万2,000人と、10年間で12万8,000人、直近5年では8万4,000人が減少しています。その原因は複数考えられますが、一般的には本業との両立の厳しさ、それから地域コミュニティの衰退、先ほど言いましたように、縦社会という部分もある程度影響しているのかなというふうにあります。少子高齢化、社会経済構造の変化等々が考えられます。それは先ほど町長さんが回答したとおりだと思います。

その中でも、制度設計、いわゆる役割、報酬、装備などの課題も上げられます。打開策としての機能別団員の導入も進んでおります。昨日も条例改正のところで、機能別団員という言葉が出てきました。既にご承知だと思っておりますが、機能別団員、機能別分団が令和6年現在で、750市町村で導入済みであるという報告があります。機能別団員とは、基本団員と同等の活動ができない人が入団時に決めた特定の活動、役割に参加する制度です。機能別分団は、特定の活動、役割を分担する分、団、部を設置し、所属団員は決められた活動をするようになります。消防団員数が減少する半面、学生消防団員数や女性消防団員数は年々増加しています。機能別消防団員数も同様です。

先ほども言いましたけれども、当町でも昨日の一部条例改正等にて既にラップ隊の機能別団員が存在しているものと承知しています。ラップ隊の活動も機能別の中に入りますので、当然、その中の機能別団員が、条例改正のときは20人という。そのうちが何名かがラップ隊だということでお聞きしました。

消防団員数の増加や、団員の負担軽減のために国も消防団向上モデル事業を国費で実施されています。その中の一つに、ここちょっと大事なんです、その中の一つに準中型免許等の取得環境整備があります。道交法の一部改正が平成29年3月12日に施行され、新たに準中型自動車免許が創設されました。ご存じのとおり、総

重量は3.5トン以上、7.5トン未満の範囲を準中型自動車免許として、改正後に取得した普通免許証では運転可能なものは3.5未満です。

冒頭の1点目に、年齢別は何いました。先ほど、冒頭に伺ったときには、20代の方が28人ほどいらっしゃるということでお聞きしました。それで、団員の年齢別はお伺いしたということと、軽車両導入も承知しています。待遇改善ともなり得る制度として、消防団員の準中型自動車免許取得に関する公費助成制度は導入済みでしょうか。また、準中型自動車免許取得の必要な団員数を把握しているかどうか、こちらのほうお聞きしたいと思います。ですから、絶対数で28人だと思うんですが、そのほかにはそれ以前に、26歳以上の方は普通免許でも運転できますので、それ以後に免許取得した人は該当になるんだろうと思いますので、免許の取得費用に対する公費助成、それからしているのかどうかということと、その必要な団員数を把握していますかという2点ほどお伺いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは私から答弁させていただきます。

今ほど2点ほどおたじごじました。

まず、全国的にこの準中、いわゆる準中なんですけれども、この免許の取得の件、話題になっております。本団の方々にもこの件は意見交換しております。まず、あらかじめなんです、我が町には消防車両は15台ございます。うち、準中が該当になるのは両町班のポンプ車と、里白石班のポンプ車、この2台だけなんです。両町班は、団員は約60人弱、里白石班は約40人、計100人。この方が準中該当になるかと思われれます。じゃ、若い人、今おたじありました若い方なんですけれども、本団からも今後どうしようということは実は受けてはおります。全国的に見ますと、準中取るのに補助をしている自治体も中にはありますね。ただ、角度を変えて言いますと、今の若い方々、大きいトラックと申しますか、そちら乗りこなせない方も多々おるんです。なので、先ほど議員さんからもありました太田輪は浅川町消防団初の軽トラックタイプの消防車にしたんですけれども、逆の考えで、ダウンサイジングで小さくしたいとも考えております。

消防団員、やはり先ほど町長答弁したとおり、年々団員数も減っているんで、改めて大きい車両が必要かというところも実はあります。ただ、年式がまだ新しいものですから、じゃ、急にここで車両交換というわけにもいかないんで、準中、まずは年上の役員の方が運転をしていただいて、その補佐的な助手席とか後ろの団員が補佐的なことをやるようにして、今後、免許の更新も視野には入れたいと思っていますけれども、まだ判断はできていないのが現状です。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 既に執行側としては、準中型免許取得に対する公費助成制度が全国に広がりを見せているんだということもご存じでした。福島県内でも各市町村で導入されています。近くでは中島だとか、棚倉町が行っています。この制度のいい点は、団員の負担軽減はもちろんのこと、軽車両のほうに向かうんだというのも一つのあれだと思うんですが、じゃ、いざとなったときにお前は持っているのか持っていないのかという判断もそのとき、それが図式化されて必ずこういう名前が書いてあるとか何かしているなら別ですけども、そうでないときには今のままのある程度の装備でいくんだということになるのであれば、これはぜひとも準中

型のほうにいていただきたいなというふうに思っているんですが。

この制度のいい点、当然、負担軽減はもちろんのこと、平成30年、これは既にご存じだと思うんですが、12月に公布施行された特別交付税に関する条例の改正にて市町村が実施する助成について、対象経費の2分の1が特別交付税で措置されることになっています。ですから教習所に行ったりとか、いろんなところで免許取得のための経費関係の、例えば町がその人に補助した場合に、そのうちの2分の1が国から助成されます。ということもまづご存じだと思うんです。ぜひともそういったものを利用していただいでやっていただきたいと思っています。

当町も若い消防団確保のために、将来的に消防活動に支障を生じないためにも、ぜひ準中型自動車免許取得助成の制度の導入を検討していただきたいと思いますが、先ほどの助成制度等を踏まえて検討していただけるかどうかというのをちょっとお尋ねしたいと思いますし、冒頭3点目に、消防団員の待遇改善について質問しました。公務災害補償の拡充だとか、退職保証金改善だとか、表彰制度の充実だとか、いろんなことがありますけれども、令和4年3月定例会にて、年額報酬条例改正が実施されたことも承知しています。消防庁通達にもあるとおり、団員報酬年額3万6,500円はクリアしました。クリアしているんですが、さらなる改善を実施している自治体もごございます。3万6,500円じゃなくて、4万円にしたり4万2,000円にしたりという自治体もごございます。ぜひとも当町も近隣町村に合わせるといふ絡みもあるんでしょうが、ぜひとも前向きに検討していただきたいなというふうに思っているんですが、2点ほどお伺いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から再度答弁させていただきます。

2点ほどおたさございました。

まず1点目なんですけれども、準中の免許取得の補助なんですけれども、確かに先ほど私申したとおり、本団と今、思い起こせばあれはたしか昨年秋なんですけど、本団からそういう話がありました。じゃ、その頃だったので、まだ8年度の予算編成に間に合うわけだったんですが、ただ、もうちょっと本団のほうでも煮詰めるということで、今回保留にしたのは事実なんです。なので、今後そのような動きがあるかもしれません。来年度中に。

それと、2点目なんですけれども、こちらは確かに議員さんおっしゃるとおり、足並み関係、ご存じのとおり消防団って、福島県消防協会石川支部ってございますね。その関連もあるものですから、極端に我が町だけということにもならないかもしれないんですね。ですから、この件につきましても、改めて本団には丁寧に説明をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

冒頭にも申し上げましたとおり、自主性とそれがありますので、消防団には。ですから、これ以上の質問はしないでおくんですが、待遇改善だとか何かというのは、若い団員の方にとってはいいことだというふうに私は思っていますので、ぜひともそういう該当者がいた場合には、そういった助成制度を前向きに進めていただきたいなというふうに思っています。ぜひともお願いしたいというふうに思っています。それで、最後になる

んですけれども、ぜひとも先ほどの質問のとおりよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、先ほど冒頭に言った賃金等と報酬等に関しては、言われるまでもなく石川管内の絡みもございませぬので、なかなか浅川町独自で急激に進めるということはできないんだと思うんですが、それでも団員数の確保という意味ではその辺も検討に値するんじゃないかなというふうに思っていますんでお伺ひしました。ぜひともその辺の検討もよろしくお願ひしたいと思います。

退団員減少の意味合いからも、モチベーションアップにつながる団員の研修機会の拡充や、健康管理支援、団員の家族への配慮等も必要かというふうには私は思っています。町民の皆様への消防団の活動周知につきましては、広報等により実施されていると思いますが、パンフレットの作成やネット配信による発信等も考えられます。幅広い世代の人や様々な仕事に向けて、消防団の存在を認識、重要性を理解してもらうことが加入促進にもつながります。その中にPR動画の作成もありますが、幅広く町民に理解していただくとともに、入団希望者は自分が入団した場合の未来をイメージしやすくなるような、動画になじみのある多くの若い世代に認知されやすいと考えます。PR動画がですね。

消防庁なんかでも消防団PRムービーコンテストなんかが行われていますので、大本のところでもそれだけの苦勞して、いろんなことをイメージアップにつなげているというところがありますので、ぜひとも浅川町も認知度を高めることを目的に月1回発行の広報紙に、例えば浅川町消防団コーナーだとか、地域おこしなんかもあります。それも分かっておりますけれども、消防団コーナーをつくるだとかいうことも一つだと思います。これ、提案の一つです。ですから、これをどうしてもやっていただきたいとかそういうことじゃなくて、そういったものでもろもろで自らの地域は自らで守るんだというような精神を感ずるために行政ができることをあらゆる手段を使って実行することが必要んじゃないかなというふうに思いますが、ぜひとも先ほど言った準中型、それから処遇改善、それを含めて必要かというふうには思いますので、その辺の町見解を改めてお伺ひして終わりたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは議員さんからも、いろいろご提案、ご意見ありがとうございました。

なお、この件は改めて申しますが、本団によくお話をしたいと考えておまして、最後に結果を出したいと思ひます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ここで、2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時45分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問順8、9番、会田哲男君。（1）県道埴泉崎線大草風口前十字路の改善をの質問を許します。

9番、会田哲男君。

[9 番 会田哲男君起立]

○9番(会田哲男君) 県道埴泉崎線大草風口前十字路の改善についてご質問を申し上げます。

今も話ありましたが、これは私、平成元年から4回ほどこの同一質問をしております。

質問の目的ですが、ご覧のとおりでございます。

質問事項ですが、県道埴泉崎線と町道中里仁公儀線の風口前交差点は、令和6年3月に点滅信号が撤去され、同時期に町により、プリンカーライト、看板設置、路面標示、ミラー設置等の事故予防、防止の対策が講じられました。しかしながら、町内はもとより、鮫川方面からの朝夕の通勤のための車両交通量の増と大型車両の増等の状況にあります。

こうした中で、仁公儀方面から、棚倉方面からの十字路の直進、右左折時は左側、右正面ののり面が視界を遮り、特に根岸方向からの車両を確認するには、十字路中央近くまで出ないと見えない状況にあります。重大事故が起きてもおかしくない状況にあります。また、信号機外した年ですか、自転車がひっかけられるというような事故もございました。

これを未然に防ぐためにも、のり面除去による視界確保と改善が必要だと考えます。のり面除去等の工事着手を県、町ともに強く進めてほしいと思うが、今後の対応を伺います。

前の質問の中でも、前回の何かの質問の中で、町としても強く要望したいというような、県のほうに、土木事務所のほうに強く要望をしていくというふうな回答がありましたが、それも踏まえて今後の対応を伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長(水野秀一君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) お答えいたします。

風口前十字路につきましては、見通し改善のため、のり面の切土を道路管理者である県に要望しておりますが、道路管理者としては、のり面の草木伐採で見通しの改善を図りたいとの回答でありました。

町としても、様子を見ながら再度必要に応じて要望してまいります。

○議長(水野秀一君) 9番、会田哲男君。

○9番(会田哲男君) 今、町長の答弁は前と同じような答弁でございます。

県のほうでは、あそこの棚倉からくると左側は県の部分になるんですかね。のり面の、県の敷地の部分だと思うんですが、それは伐採等してございます。場所なんですけれども、ちょっと分からないんですが、県ののり面、県の部分はどの辺までなんです。結構高いですから、のり面は何メートルもあるんですが、そこをお聞きしたいと思います。

また、第5次振興計画で、3か年計画の中に、令和9年に中里仁公儀線を拡幅するというような……。

[「令和10年じゃないか」 の声あり]

○9番(会田哲男君) 令和9年だったと思います。それが、第6次振興計画、この間見ていたやつが、一応10年ということで、ローリングという、言葉は悪いんですけども、1年延びて9年から10年に延びたような状況になっているかと思います。ぜひ、県のほうに強く要望してもらうのは当然なんですけれども、町道中里仁公儀線、10年に測量ということなんですけれども、そのときに、ぜひ、県がどうしても無理だ、のり面除去が

県のほうが無理であれば、町のほうで棚倉から来る方面、左側のほう、削っていただくようなことであれば見通しがよくなるのかなとは思いますが、その辺のことも伺いたいと思います。

なお、10年にあわせて、この絡みで申し上げるんですが、ぜひ振興計画にのっけたように、10年に着工していただければと、測量から着工していただければと思います。ローリング等のないようにぜひお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当にここは草木伐採をいたしまして、ある程度見通しがきくようになっております。そういう中で、あの十字路のところの一時止まれとかいろいろ、かなり力を入れてやっているつもりであります。今後、町でできることがあれば少しでもやっていきたいと思っております。

先ほどの、令和9年のを令和10年にいたしましたのは、破石線を令和8年度、来年度、全てこれ終わりたいなと思っております。そういう中で、1つ終われば、小貫地区からももう何十年前からの要望がございます。たかが70メートルだっただけでございますがなかなかできずにおりました。そういう中で、令和8年度、9年度は小貫地区とか里白石地区とかちょっと長く要望来ておりますので、まずそういうのを一個一個やっていきたいと思ひまして、令和10年度に、ローリングではありませんが、ちょっとずらさせていただきました。あとその前に、なぜならばと言うと、袖山の細町、あの細いところ。あそこを令和9年度からちょっと拡張するように、何らかの形でやっていきたいと思っておりますので、これ必ずその大草の道路をやっていくようにいたしますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思ひます。私は必ず一個一個確実に進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 県道埴泉崎線風口前交差点付近のあの見通しの悪いのり面の、どこまでが県道なのかということなんですが、ちょっと今、正確には把握している資料等がないんですけども、あのり面、草がちょっと生えておりましたはつきりと確認できないんですけど、部分的にはのりの中段ぐらいまでは擁壁があるところがあるんです。その関係から、最低限、中腹ぐらいまでは県の敷地なんだろうなというふうには思っています。もしかするとのりの上までも県の敷地なのかもしれませんけれども、県でのり面の草木伐採してくれたと思うんです。その範囲というふうに、今、私は認識しておりました。

それから、町で実施してはということなんですけれども、結局、町道側からの見通しが悪いので町で実施したらいいのではないかとことなんだと思うんですけども、今の擁壁が積んであるということもありますし、その擁壁を壊してまた擁壁を積むということも必要になるかもしれません。これ県の敷地ですので、町で実施する場合には県の許可をもらって、県がこのようにしてくださいというような承認をもらってやる工事になりますので、それによっては結構事業費もかかるのかなと。

あとそれから、用地ですね。県ののり面の敷地だけでは工事できませんので、民地の方の協力を得てということになりますと、用地買収でしたり、それから、たしか、あのり面に電柱類も結構あったと思うんです。それらの移設も必要になりますので、それなりにといたしますか、結構予算は必要になるのかなというふうには思っていますので、ちょっとそういった検討も含めて、今、町長から答弁ありましたとおり、中里仁公儀線の拡幅工事の設計の際までには整理して検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 大体、今、建設水道課長の答弁で理解はできたんですが、ただ、県ののり面の部分やるとすれば、県の部分ですから、のり面の用地確保なんかも必要になると思います。切るとすればです。ですからなかなか難しい、県の土木事務所の予算的な面も、予算確保の面でも難しい面はあるかと思うんですが、ぜひ今後、その改善については町のほうからより強く要望していただきたいと思います。あわせて、振興計画にある令和10年の町道の拡幅工事業の、その辺ののり面のことも検討した上で、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。どうですか、町長。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 頑張らせていただきます。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）町職員の高校卒の募集をすべきの質問を許します。

9番、会田哲男君。

〔9番 会田哲男君起立〕

○9番（会田哲男君） 町職員の高校卒の募集をすべきという点についてお尋ね申し上げます。

質問の目的は、高校卒程度の町職員の募集をすべきと考え、質問するものです。

質問事項。高校卒での町職員を希望するも募集がなく、やむを得ず他町村に応募した。町職員を諦めて町外の仕事に就いた等の声を私は聞いてございます。数年前は高校卒業の町職員の募集があったが、現在は大卒のみの募集となっております。

町のために働きたい、町づくりをしたいという強い気持ちがあれば、高校卒業の子どもでも、町業務、仕事は十分に全うできるものと考えるところであります。高校卒の町職員の採用枠を設けるべきと思い、町の姿勢と考えを伺いたいと思います。

1つ目として、令和元年度以降の一般事務職員の高卒、大卒の募集と採用の内訳をお伺いしたいと思います。

2つ目として、同じく正規職員と会計年度職員の職員数の推移を伺いたいと思います。

3つ目として、高卒者、大卒者の職務内容の違いは何かあるのでしょうかを伺いたい。

4つ目としまして、今後の高卒の採用について、ぜひ採用を、募集してほしいんですが、どのように考えているかお伺いいたします。

よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、令和元年度は大卒募集を若干のところ、採用はありませんでした。

令和2年度は大卒募集2名のところに6人が応募し、3人採用をしました。また、同時に高卒も2人募集し、4人が応募し、2人を採用いたしました。

令和3年度は大卒募集1人のところに3人が応募し、1人採用をいたしました。また、同時に高卒も2人募集し、5人が応募し、2人を採用いたしました。

令和4年度は大卒募集1人のところに2人が応募し、2人とも採用いたしました。また、同時に高卒も1人

募集し、3人が応募し、1人を採用しました。

令和5年度は大卒募集若干名のところに7人が応募し、3人採用いたしました。また、同時に高卒も1人募集し、1人応募しましたが、採用はありませんでした。

令和6年度は大卒募集若干名のところに12人が応募し、2人を採用しました。なお、高卒は募集しませんでした。

令和7年度は大卒募集2人のところに2人が応募し、2人採用しました。なお、高卒は募集しませんでした。また、来年度、令和8年度は大卒募集2人のところに3人が応募し、3人とも採用したところです。なお、高卒は募集しませんでした。

2点目につきましては、令和元年度は正規職員が71人、任用職員の制度はまだありません。

令和2年度は正規職員が74人、任用職員が71人。

令和3年度は正規職員が71人、任用職員が75人。

令和4年度は正規職員が72人、任用職員が83人。

令和5年度は正規職員が74人、任用職員が81人。

令和6年度は正規職員が75人、任用職員が82人。

令和7年度は正規職員が76人、任用職員が78人です。

3点目につきましては、特に違いはありません。

4点目につきましては、働き手不足の社会情勢を踏まえて、大卒者及び高卒者に限らず、幅広く枠を検討してまいります。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） （1）については分かりました。高卒の採用がここ最近なかったということですね。

（2）は、同じく、正職員とのあれですが、76、78ということで、職員数よりも会計年度任用職員のほうが多いような状況だと思います。

3問目ですが、職務の違いはないと。事務職であれば、私も経験、大卒でも高卒でもやることは同じだと思っております。逆から言わせてもらえば、私から言わせてもらえば、大卒4年、大学で4年学んでくるよりも、高卒で4年役場の中で勉強してもらったほうが良いような面もあるんじゃないかと思っているところであります。

ぜひ、高卒の採用募集枠を募集してほしいと思います。これ、募集、応募があるなしにかかわらず、やっぱり継続をしてやっていくのがよろしいかと思えます。その年によって、今の（1）の質問の中でも、高卒募集されても応募ありましたし、ないからといってやらないのではなくて、高卒の募集枠は確保しておいてほしいと思います。今年も、町長さん知っていると思うんです、この間の高校の卒業式、高校卒で町村職員に2名、県職員に2名というような状況もございます。あるいは国の職員、国家公務員になった方もいるようですが、県でもよその町村、石川管内でもそうですけれども、市町村でも町村でも石川管内町村でも、高卒を募集しております。高卒の枠を取ってございます。

それで今、町長も4つ目の質問の中で、高卒の採用について伺ったところ、検討はしたいというようなことでございましたので、ぜひ来年度から、令和9年の職員募集からは高卒の枠もぜひ募集していただきたいと。

大卒、高卒、ぜひ募集していただきたいと思いますが、もう一度確認の意味でもですね、町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は以前から、地元の、高卒であろうと、大卒であろうと、地元の採用というのは物すごい大事だと思っているんです。やはり、若い人たちが町村外に行かれるより、地元に残って地元に住んでもらって、地元で生活していただきたい。これは前にもお話ししたとおりです。皆さんもそう思っていると思います。なるべく地元、大卒程度、高卒程度の方を募集したいと思っております。まずそれには、当然、誰でもいいというわけでいきません。やっぱり県の試験あるわけですから。県の試験に、まず上位のほうに行っていたければ何ら問題はないと思いますので、今、会田議員が言ったとおりに、なるべく地元の方、そしてまた高卒、大卒を、地元の人をなるべく雇用したいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今年の予算も、去年の予算書、一般会計予算も、地元企業の就職人数が落ちて、補助金をつけようとやっているわけで、町の人口確保、あるいは若者にとどまってもらうというように民間も、一般企業ばかりじゃなくて、役場自体もそのような方向の取組が必要だと思いますので、ぜひ来年以降、高卒の採用枠を確保していただくことをお願い申し上げます、町長も今、確保するというようなことでございましたんで、ぜひその点をお願い申し上げます、質問を終わります。

よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順9、8番、上野信直君、（1）町内の今ある資源に光を当てて町おこしに活用をの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） お尋ねをします。

浅川町最大の課題である人口減少を抑えるため、現在、様々な町の活性化事業が取り組まれております。浅川町への移住、定住者を得るには、まず浅川町を知ってもらって気に入ってもらうことが必須ですから、大事な取組であります。ただ、活性化事業の多くはかなりお金がかかっており、1日限りのものが多いというのが実情です。住民の中から、町内には桜の大木や史跡などの資源が埋もれている、今ある資源にもっと光を当て、町活性化に生かすべきではないかというような指摘が何人もの方から寄せられています。

例えば、松野入の熊野神社近くの中の中には、山桜の大木があります。話をお聞きして見てきましたけれども、下から見上げる山桜の大木は実に立派でした。今年、どんな花をつけるか楽しみであります。これなどはPRすれば、間違いなく人が訪れます。

それから弘法山です。現在は全体として荒れ果てた感がありますが、ここの川辺は228年前に県中、県南地方を巻き込んで起こった大規模な農民一揆である浅川騒動の首謀者が処刑された場所です。現在、浅川陣屋刑場跡という碑が建っていますが、残念ながら浅川の花火につながるこの歴史を説明するものは見当たり

ません。

このほかにも、町内には埋もれた町おこしの資源が眠っています。この資源を掘り起こして光を当て、あまりお金のかからない、1日では終わらない町おこしにつなげるべきだという町民の声にどのように応えるのか考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

現在、本町が取り組んでおります町の活性化事業につきましては、一定の費用を要する事業として、地域活性化を目的とした各種イベントの開催、PR動画等の作成、さらには首都圏でのPRイベントの参加などを行っております。なお、これらの事業につきましては、国や県の補助金等を積極的に活用しており、町の負担を抑えながら実施しているところであります。

一方で、比較的費用を抑えた取組といたしましては、地域おこし協力隊の事業で、地域に点在する名所を巡るハイキングコースの作成を行い、ホームページだけでなく、季節限定であります、JRの「駅からハイキング」への掲載により地域の活性化につなげております。

また、健康づくりと地域資源の活用を兼ねた健康ふっとばすの実施や、親子で楽しみながら地域を歩くことができる謎解きウォーキングなど、日常的に地域資源に親しんでいただける事業にも取り組んでいるところであります。

さらに、地域おこし協力隊が、旧米蔵を活用した活動拠点の整備を行っており、その拠点において観光地等の情報発信を行う予定をしております。この拠点を活用し、主要な観光地に限らず、地域内に埋もれている桜の大木や史跡の名所についても積極的に紹介していただくなど、地域資源を掘り起こして光を当てることにより、経費を抑えながら、さらなる町おこしに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） さらっと言っていました。そういう印象です。

まず、町長、この松野入の山桜はご覧になったことがあるかと思うんですけども、私これ、こういう趣旨の質問は何回も前にしてございまして、当時、須藤一夫町長が答弁されたのは、松野入にも立派な桜の木があるんだと、本当に浅川町一の桜があるんだという話をされておりました。私は最近になって初めて見たんですけども、本当にすごいですね。山の中をちょっと5分、10分歩いてやっとこさ着くようなところなんですけれども、あれが本当に桜が咲いたら物すごいと思います。その手前にも2本あるんですよ。ちょっと中型の桜の木が。カーブになっていて、中型の桜が2本出迎えてくれて、その横にどどーんと、山の上に、ものすごい桜がある。これは絶対人が来ると思うんですけども、こういうのをぜひ、3番議員さんもおっしゃいましたけど、ユーチューブとかにアップして、ぜひ町にこういうところがあるんだというのをPRしていただきたいなというふうに思うんです。

それから、弘法山なんですけれども、あそこは浅川町の、ユーチューブで見ると浅川騒動って幾らでも資料が出てくるんですよ。それぐらい全国的にも有名な農民一揆なんですけれども、そういうのと関わりのある場所だというのが、あそこには何の資料もないんです。刑場跡という石柱が1本建っているだけで、説明書きも

何もない。本当にもったいない。今のままでは、あそこに観光客が行ったって、ここは何なんだろうというふうな疑問しか湧かないと思うんですけれども、これ本当に埋もれたままになっているということで、これもぜひ考えていただきたいというふうに思うんです。

私はこういう質問を前にも何回もしたというふうに言いましたけれども、そのたびに、やりますというお答えだったんです。ところが、実際にはなかなか進んでいないというのが実態だと思うんです。物すごい進んだのは小貫の即身仏、これは本当に有名になりました。ほかにもそれに匹敵するぐらい有名になるものがあるんだから、ぜひそれを光り輝かせていただきたいなというふうに思うんです。今まで進んでなかった理由って何だというふうに思いますか。その点をまず伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この松野入の桜、昔、今から4年前、9番議員と1回か2回行っておまして、写真も撮って来ました。また、根元には狐の巣もあります。ちゃんとそれも確認しております。

その中で、私、地元の方に言ったんです。ぜひここは地元の要望があればそれなりの手は加えることができますよとお話をさせていただいております。そして、地元でできることは立て看板、せめてこのくらいできるんじゃないですかという、逆に私要望をしているんです。数年前に。それでまだ、町のほうに、申し訳ありませんが私のリードすることがうまくいっていないせいか、要望も来ておりません。そしてまた、立て看板も作っていないと思っております。やはり、せめて地元のやる気があるんだよというところを見せていただければ、町もそれなりに協力はさせていただきます。そしてまた、車置くところ、本当に少しあるんです。地主に畑を借りて車を置いておけば、そこから1キロか2キロはあるでしょう。その両サイドも草刈る可能性はできるんですよ。そして今、シノなどがいっぱいありますよね。あれ地主の人がシノをいっぱい刈っているんです。そしてあそこをきれいに整備していただいているんです。やはり、本当にそういう、地元も少しでも活躍していくんだというところを見せていただければ動きやすいと思います。

あそこには町の土地が一切ありませんので、勝手に入ることはできないと思っておりますので。まさに桜は名木であります。恐らく3月の終わりか4月の初めには咲き始まるはずですよ。そういう中で、こういう名木は必ず私は残すようにいたしますので、やはり地域一体となって、町一体となって各名所を残していきたいと思っております。

当然、この弘法山もそうであります。弘法山も、私、今度4月からできる地域おこし協力隊にはいろいろとお話はしておりますので、そういう方々に先頭になって浅川町の文化をもう一度掘り起こしてくれというお話をしておりますので、今度どのようにできるか、物すごく楽しみにしております。3月二十何日日曜日に、関係者だけで集まってそのオープニングみたいなことをやりますので、そのときも再度お話をさせておいて、本当にこれから新たな気持ちで、令和8年度の4月1日からやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 答弁聞いていてよく分かりました。何で進まないのか。町長はこういうふうにおっしゃいました。地元やる気を見せてもらえれば町も対応できるんだと。逆だと思えます。町がやる気を見せて地元を動かす。でしょう。今まで地元の人たちが、地権者を中心に状況を保存されているわけです。それを変

えようと、変えてもっと町のPRに活用させてもらえないかという話なんだから、町が熱意を見せないと私は動かないと思いますよ。

町長分かってもらっているようなので、これ以上は言いませんけれども、そういう姿勢でこれからも取り組んでいただきたい。本当に浅川町に埋もれている資源、これが輝くような取組をぜひやっていただきたい。基本的には町が積極的に働きかけてやると。こういう姿勢でお願いをしたいと思います。

町長、再度確認だけです。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 大変失礼いたしました。

やはり、私のリーダーシップがちょっと悪いのかなと思っております。

やはり、私、少しでも地元の方々がやっているんだよという、そういう姿勢を見せて、本当はいただきかかったんです。それが、町で協力します、何でもやりますよと言うと、全て町がやるようになるような気がしましたので、今後ともいろいろと勉強しながら、関係者とお話をしながらやっていきたいと思っております。

それで、旧米蔵、これ3月29日でした。プレオープンというのを関係者でやっていきますので、その中でもお話をしていきますので、ぜひ令和8年度の4月1日から期待をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）価格改定でニュータウン分譲は進んだか、課題と今後の取組はの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 花火の里ニュータウンの分譲に関して、大きく3点伺います。

1点目です。ニュータウン全112区画のうち売れ残った35区画について、町内の地価の下落傾向を踏まえ、鑑定評価を行って、昨年4月から分譲価格を平均48.2%引き下げました。分譲価格を半分近くにした結果、この1年間、ニュータウンの分譲は進んだかどうか伺います。それが1点目です。

2点目です。分譲が進まないとなれば、理由、原因は何なのでしょう。さらに今後、分譲を進めるに当たって取り組もうとしている打開策は何か、考えを伺います。

3点目です。補助事業を使って町が分譲地に4棟の住宅を建て、低減な家賃で他町村から若者や子どもたちを迎え入れている滝ノ台団地は、人口減少対策としては大成功だと思います。ぜひ引き続きこのような住宅建設に取り組んでいただきたいと思いますが、考えを伺います。そのほかにも、ニュータウンの分譲以外でのニュータウン宅地の活用の考えがあれば、見通しと併せて伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、本年度から分譲価格を見直して販売しておりますが、残念ながら問合せ等はございません。町内不動産業者にもお声がけするなど、価格改定による一定の関心喚起は期待しておりましたが、結

果として分譲は進んでおりません。

2点目につきましては、分譲が進まない理由、原因につきましては、複合的な理由があると考えております。まず、町内にも分譲している土地があること、また、近隣町村においても新たな分譲地が分譲を開始したことから、相対的に不利な状況にある点が挙げられます。

加えて、花火の里ニュータウン内において、過去に分譲された区画のうち、現在も建物が建築されていない土地が民間により売り出されており、これらも分譲が進まない一因であると考えております。

今後の打開策といたしましては、ニュータウン内の環境整備や価格面だけでなく、子育て世帯、移住希望者を対象とした支援制度との連動、チラシに頼った近隣へのPRだけでなく、SNS等を活用した首都圏や若者へのPRも検討していく必要があると考えております。

3点目につきましては、分譲が長期化している現状を踏まえ、一般の住宅用地としての分譲に限定しない活用についても検討が必要であると認識しております。具体的には、滝ノ台団地のような定住促進や地域活性化につながる公共的利用が考えられますが、そのほかにも、町内の経営者と意見交換した際に、町外から職員を採用した際に、町内にアパートが少なく空き部屋がなかったため、やむを得ず町外に住んでもらったケースがあると聞きしておりますので、企業の宿舍用地として使用できないか等、複数の選択肢を視野に入れ、財産としての有効活用と地域全体の利益の両方を図る観点から慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） ある不動産屋とお話をしたときに、もうきっぱり言われました。あそこは売れないよと。残念ながら。一番問題なのが、やっぱり使えないのりの部分、あそこが使えるようにいじるだけでもよっぽどお金がかかってしまうということで、バブルの頃のもので、ゆとりを持った、お金が潤っている時代に造ったものですから、今こういう状況になってなかなか売れないというのはそういう状況です。そういう不動産屋さんもそういうふうに言う状況ですので、やっぱりSNSを使って、浅川町のPRと併せてニュータウンの分譲のPRをする、これ絶対必須だと思うんです。ニュータウンだけのあんなPRでは、これ無理ですから、浅川町の魅力と抱き合わせでニュータウンを売る。こういう方向に私はシフトする必要があるんだろうなというふうに思います。

それから、3点目としてお尋ねをしたそのほかの分譲以外の使い方、これについてもやはり検討していただきたい。滝ノ台団地はうまくいったので、そういう補助事業があれば果敢に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それから、今初めて聞きました。町内の企業の方の集まりの中で、企業の宿舍用地に使えないかという話があったと。これはニュータウンの協定には違反する、今のままだと。そういう内容だというふうに思いますので、ニュータウンの代表の方と話し合っ、全員の了解をもらう必要があるのかな、協定だから。そういう目的の変更、そういうのもなるべく速やかにやって、そういうことでニュータウンが活用できるようになればそれはそれですごくいいことだというふうに思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思うんですけれども、改めて伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、痛いところを突かれました。

確かに、のり面の話であります。これは本当で、三十数年前はそれでよかったと思いますが、今はまた難しいと思います。やはり、もう売れない売れないでは私も済まされないと思っておりますので、今言ったSNS等を活用した首都圏の人、あるいは今度、企業のアパートなど、先ほど申したとおり、様々な課題がありますが、一つ一つ解決して行って、住みやすさと今住んでいる方々の了解を得ながら、また新たな気持ちで進めたいと思っております。それにはやはり我々執行部あるいは工業団地の方々、そしてまた皆さんの力、町民の声がどうしても必要になります。ですからとにかく、我が浅川町の財産でありますから、1戸でも2戸でも売って、町民に喜んでいただけるよう頑張っていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）段差が多い磐城浅川駅への歩行者通路の安全対策をの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 浅川小学校の裏から駅に行く道は、高校生をはじめたくさんの方が利用していますが、側溝の蓋の上を歩くため段差が多く、転んでけがをした人がいるという話をお聞きしました。急いで安全対策を行う必要があります。また、あさマルシェ側から駅に行くときに通る通路というのは、側溝の橋の段差が大きくて、高齢者が車を押して通ることがこれは不可能です。駅周辺の活性化にはライトアップも必要ですが、こうした通路の改善も必要ではないかという観点から3点伺いたいと思っております。

1点目です。浅小裏から磐城浅川駅に行く際の通路で、側溝の蓋の部分を書く区間の管理者、これは誰なのでしょう。駅の排水路でJR管理か、それとも町の管理か。町の管理とすれば担当課はどこか伺いたいと思っております。

2点目です。蓋の段差が大きいところが何か所もあり、つまずいて転んでけがをした女子高生がいるという話をお聞きをしております。行って見ると、足が入るような穴も開いており、急ぎ安全対策が必要ではないでしょうか。

3点目です。あさマルシェ脇から駅に来るときに通る側溝の橋は段差が大きくて高齢者が通りにくいということで、これへの改善も必要ではないでしょうか。考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、浅川小学校裏の県道社田浅川線から磐城浅川駅への通路の管理者は町であり、担当課は建設水道課となります。

2点目につきましては、現地を確認したところ、段差や穴が確認され、安全確保のためにカラーコーンによる注意喚起と補修を行いました。また、この排水路は経年劣化による損傷等もあるため、更新を検討しつつ、それまでの間、安全対策を含め維持管理の徹底を図ってまいります。

3点目につきましては、今後、段差を解消するための工事を実施する予定としております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 私、質問前に見てきましたら、浅小裏のほうの通路の部分は応急処置というのか、対

処がなされていて段差を埋めるコンクリが塗られて、穴のところにも穴が埋められてカラーコーンが立っているという状況で対応がなされておりました。素早い対応がなされましたので、感謝を申し上げます。

あさマルシェのほうから来るところの段差というのはちょっと大きくて、あれはちょっとコンクリを塗ったぐらいではどうしようもないので、これは今後工事を実施すると、ちゃんとした工事をやるのだというお話がありました。抜本的なあの辺の通路の改修というのは、将来、役場があそこに行ったらときには大々的に周りの環境整備というのはなされるんだというふうに思うんですけども、当面はああいう応急処置的な対応、これでやむを得ないかなというふうには思います。ただ、あくまでも応急処置なので、いつまた損傷するか分からないということがありますので、ぜひずっと気をつけて見ていただきたいなというふうには思います。

それから、3点目のあさマルシェ側のところの工事というのは、これは8年度中になされるということでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今後、そういう悪い箇所は当然注意しながら見守っていきたくて思っております。

ただこれ、令和8年度かは担当課に説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から補足答弁をさせていただきます。

駅舎に向かいまして左側の一番端、JA葬祭センターの橋のことを指しているのかと思います。そちら私も現地は確認しております。橋なんですけど、ご存じのように駐輪場は町の土地、橋を渡ってJAさんのほうはあくまでも民地なんですけど、その民地の方との話は済みです。そもそもなんですけど、あの橋が架かった経緯が、これがなかなか古い話で、町の古い方にも何人か聞いてみたんです。例えば、旧農協のOBの方とか。Aコープが昔、JA葬祭さんの前にAコープがあって、そのときに架けたんじゃないかということもあるんですけども、これ定かじゃないんです、実は。ですけども、今となれば町管理といいますか、当然施工するしかないと思ひまして、今、業者に早急な見積り、それで、構造なんですけど、あの橋は縞鋼板になっています。縞鋼板なんですけど、床の部分は、下の部分は。そこは全然もつということなんです。なので、今、手すりさびびて、そして欠けている部分があるんです。なので、そこはリメイクしまして整備したいと思っております。こちら先ほど町長から答弁あったとおり、8年度の早い時期に改修はしたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今、手すりの話が出ました。私が問題にしているのは段差なんです。このぐらいの段差ありますよね。駐輪場の近くに。自転車で来る人も大変だろうなというふうには思うんですけども、これも8年度中の工事で一緒にやるということではよろしいでしょうか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、大変失礼しました。答弁漏れでした。

議員さんおただしのとおり、そこを全体的にリメイク、足元を含めてです。その話は民地側にはなっちゃうんですけども、そちらも所有者の方とも話はついていますので、これは8年度の早い時期に改修はしたいと思っております。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私も段差あるところは、高齢者が自転車で通ったり歩いたりしているのはよく確認しております。そういう中で、駅前が浅川町の顔ですから、やはりああいうところは必ず令和8年度に改修して、今、古い自転車置場ありますよね。これは以前、私の記憶が正しかったら、4番議員から来ているはずですよ。そのときに、あの自転車置場を撤去して、あそこの駅前をきれいにしたいと思っております。やはり今、若い人たちもあそこで結構たくさん、たむろという言葉は使っていきませんが、駅で集まっておりますので、駅前をとにかくきれいにするためには、自転車置場、その段差も解消しなくてはいけませんので、令和8年度は一步進めたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 近所の議員さんから、あの辺は暗くて防犯灯が必要ではないかという声もありました。その辺も併せてぜひ計画を進めていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（水野秀一君） 次に、（4）畑田戸屋入地区の生活道路を早く緊急車両が入れる道にの質問を許します。8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 簡潔に伺います。

畑田戸屋入地区の生活道路が2期工事で途中まで拡幅整備がなされたものの、2期工事がストップしています。これに関して3点伺います。

1点目です。この地区の3世帯が住むところまでの生活道路は、坂道で幅が狭く緊急車両が入れないため、住民は不安を抱えています。また、大部分は砂利道のため、砂利が流れてでこぼこ道に利用者は毎日不便な思いをしています。まず、現状についてどのように認識をされているのか、町長の認識を伺います。

2点目です。計画された2期工事が進まなかった理由は何なのか伺いたいと思います。

3点目です。この生活道路の早期の改修に向け、町は今後どのように取り組むか考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 答えいたします。

1点目につきましては、緊急車両が入れないことがあったことと、また、一部未舗装の箇所があるため不便であることは認識しております。

2点目につきましては、地権者と合意が得られなかったことが理由であると認識しております。

3点目につきましては、地権者や関係者のご意向を踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 1点目の、認識は不便だろうなという認識だと。昨日説明いただいた浅川町の基本構想の中でも、やっぱり、住民が安心して生活できる町づくり、これに取り組むんだというのがありました。今、

この地区の人たちが抱えている問題は便利か不便かというよりも、いざというときに緊急車両が入れない、救急車も来れない、消防車も来れない、そういうところで安心して生活できないという不安なんです。不便というよりも不安のほうが大きいんですよ。その点をしっかり認識をしていただきたいと思うんですけども、再度伺います。

それから2点目は、地権者との合意がなかったために進まなかったというお話であります。打開策として、その地権者、合意を拒んだ地権者の土地を使わないで拡幅整備する方法も議論されましたよね。そのことについては町長も分かっていますよね。だったらば、その反対する地権者の合意がなくてもやりようがあるんじゃないですか。その点についてもう一度伺います。

それから3点目です。やっぱりこの地域の人たちは、早く改修して普通の道にしてくれと、こういう思いが強いわけでありましてけれども、早期の改修に向けて今後どのように取り組むのか、具体的に伺いたいなというふうに思うんですけども、障害がなければこれは前に進めると、こういう考えでよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私が町長になって、この道路は必ず通しますよと地権者にお話をさせていただきました。ああ、地権者じゃなかった、住んでいる3世帯と約束をさせていただきました。その中で私はすぐに行動をさせていただきます。地権者誰だということで。毎週何回も何回も来ている方でありました。その中で、町長室で何度も何度もお話をさせていただきました。

それで、何で私の言うこと聞いてくれないんですかとお話をさせていただきました。そうしたら、もう何十年前の話をさせられました。私の土地だと。通るのにはお金もかかるんだということをお話聞きました。そうしたら、昔はそこを通るのにお金を支払っていたと聞いたんです。それ聞いていますか。私、ばか言っているんじゃない、言葉が悪くなりますが、私ものすごく興奮してお話をさせていただきました。何回も何回も行動もしましたよ。みんな誰もお話をする人がいなかったんじゃないんですか。職員は。私はここに風穴を開けますということをお話をさせていただきましたよ。そして、私は1人ではだめだから、その当時の畑田区長を通しました。これ畑田区長に聞けば分かります。そして、いいところまでいったんです。ところが最後の土壇場になったら駄目になってしまったんです。そういうふうに駄目になったのは、これ区長から聞いてください。前の前の区長に。そこを通っている方々が今までのことを素直に謝っていただけるなら、それなら町長の顔を立てるといったんです。それで区長にお話をしたんです。それで区長が中に入っていた。区長がその話をしたら謝らなかったんです。いや、私は一切悪くないぞと。昔から一切悪くなかったんだと。お金も払ってきたんだということだったんです。そこまで地権者が話を下げていただいたのに、一言謝っておけばスムーズに済んだんじゃないでしょうか。

また、その前にもいろいろ口論して、口論して、今、3年、もう4年近く私のところ一切来ていなかった。来れなくなりました。口論しましたから。私はいろいろ町長として、あとはその住んでいる方々のために思いを込めて言いましたから。これは恐らく職員の方も分かると思います。もう4年近く来ていませんよ。

今、秘書の方が畑田に住んでおりますよね。秘書だか何だか分かりませんが、本人がそう言うんだからそうでしょう、恐らく。そういう中で、今、この意見が出ましたので、改めてお話をする機会を与えていただけるならば、本人と会ってお話をするか、この秘書を通して話を進めるかなんです。私はやると言っているんです

から。それで、救急車も通れないんです。そんなことないでしょう。だってあり得ないでしょう。ですから、私はこの件がまた出ましたので、これを区長を通してやはり話をしないと、また私、口論するようになりますから、それだけの元気があればいいなどは思っておりますが、とにかく私はこの5年間やってきました。そういう状況でありました。

ですので、とにかく、どんなアクセスでも直さなくちゃいけないんです。直してあげたいんですよ。そして、そこを通らなければいいだろうということで、新しい、崖を崩した急な斜面を造ろうという話であります、なかなか難しいんです。そこは物すごい急でありますから。恐らく現場知っているかもしれませんが。そうしたらやはり、今のところをちょっと広げれば、あと2メートル広げれば、あるいは右側の水路に側溝をかけて蓋をすれば何でもないんです。そこまで話がいったんです。でも、できなかったのはやはりこれ、私の不徳の致すところだと思っておりますので、とにかくもう一度、区長に改めて、私のほうから、あるいは担当者のほうから言って前に進めたいと思っております。

やはり住んでいる方も、今、高齢者になりました。本当に。切実な願いであると思うんでありますが、やはりそれが、その地権者とその住民の方でやはり話を進めなくちゃいけないと思っておりますので、とにかく今後どういう展開になるか分かりませんが、私もこれ先頭に立ってやっていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 町長が一生懸命やってくれたというふうに今話を聞いて思います。

そういう状況になればこれはきちんと取り組むと、町の姿勢として取り組むということでよろしいですか。

住民の方から聞いたところ、ちょっとお金がかかるという点でも町のほうは何かいまいちゃだつたという話もちょっと聞いたので、そういうことはない。町としてもきちんとそこの人たちが安心して住めるように取り組むと、こういうことでよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町はお金がかかるからやらない、それは全く嘘です。誰も言っていないはずです。

スムーズにオーケーすれば、恐らく、あそこからだど100メートルは絶対ないですから。上の舗装されているところまで100メートルは絶対ないです。ですからかなり前進すると思います。これだけは、町でやるということだけはお約束をさせていただきます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、（5）米寿祝いで来訪を断った方への祝い金贈呈はどうしているのかの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 通告に従って質問します。

米寿を迎えた方には町長がお祝いに訪問して、賀状とともに米寿祝い金の1万円を贈呈していると思います。ところが、事情があって町長の来訪を断った方で、1万円を支給されなかった人がいるという話をお聞きをしました。これに関し3点伺います。

1点目です。前年度の米寿の該当者数、町長、あるいはその代理人がお祝いに訪問した件数、祝い金の支給件数、これを伺いたいと思います。

2点目です。米寿の方に町が1万円のお祝いを出すことを知らない町民もいると思います。家庭の様々な事情により町長の来訪を断る方も、祝い金まで断る意思かどうかは分かりません。基本的には全員に祝い金を渡すのを原則にし、それも辞退すると明確にされた場合以外は祝い金を届けるようにすべきではないでしょうか。伺います。

3点目です。これと似たような話です。遺族が社協へのご遺志を役場の窓口で渡すことがあると聞いております。この際、窓口では社協からの感謝状が必要かどうか聞いていると思います。社協ではご遺志をくださった方には感謝状のほかに香典も贈ることになっているそうですが、感謝状を断る人を、香典も断るという扱いにしているかどうか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 答えいたします。

1点目につきましては、米寿祝いは、要綱の中で、満88歳の誕生日を迎えた方で、町に5年以上居住した方が対象者と定めており、表彰状と祝い金を贈呈しております。令和元年度までは、該当者の88歳誕生日前後に、自宅へ私が訪問し贈呈を行ってまいりました。

しかし、米寿件数の増加や訪問先の家族等に気を遣わせてしまうこと、新型コロナの影響などにより、令和2年度からは自宅への訪問をなくし、事前に通知を差し上げ、祝い金については88歳誕生日以降速やかに本人口座に振り込み、表彰状については広報取材時の写真と併せて後日送付しております。

前年度、令和6年度の88歳到達者は42人おりましたが、そのうち対象者が41人で非該当者が1人、訪問件数はゼロ件、祝い金の支給件数は41人でありました。

2点目につきましては、88歳到達者の中でも、例えば、85歳のときに町に転入した場合は、5年以上居住していないため該当にはなりません。基本的には、満88歳の誕生日を迎えた方で町に5年以上居住した方には、全員に祝い金と表彰状を贈呈しております。

3点目につきましては、死亡の届けの際に、役場にて社会福祉協議会への御遺志金をお預かりしております。その際に、感謝状と香典をそれぞれお断りするかどうかの確認をさせていただいておりますので、感謝状を断る人を香典も断るという扱いにはしておりません。

休日、平日にかかわらず、御遺志金を預かった場合は、速やかに社会福祉協議会事務局長へ御遺志金があったこと、感謝状と香典の辞退の有無を連絡し、さらに内容をファクスにて送信しております。本来ですと、寄附をもらう側は社会福祉協議会ですので、特に感謝状と香典の両方辞退のケースの場合は伝え漏れや誤りを防ぐためにも、社会福祉協議会側から喪主の方に再確認の連絡を入れ、ダブルチェックで徹底していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） そうすると、令和2年度以降は、この方は米寿祝いの対象者だというのは町からの連絡で分かったということなので、5年以上は町に住んでいた方だというふうに思うんですけども、令和2年度

以降は全員の口座に振り込んでいるということなので、それ以前の方ということになるんですかね。このお祝いをもらいますかもらいませんかという確認は町としてはしていないですよ。するんですか。欲しいですという方にだけ口座に振り込む。そうじゃなくて、対象者には全員振り込むと、こういう扱いなんでしょうか。その点、1点確認させていただきたい。

それから、2点目に関わるんですけれども、町長が行かなくなったという理由、件数が増えて大変になったということと、気を遣わせるということと、コロナが流行ったからだという、そういうものもいろいろ重なって、令和2年度からは町長は行かなくなったという話でした。件数が増えた、それで大変になったというのはあまり大した理由ではないと思うんですけれども、私この2つ目の、受賞者に気を遣わせる、これはなるほどなというふうに思います。町からお祝いで町長さんが来てくれるということであれば、これは家の中掃除しなくちゃならないし、お茶菓子とかもちょっと高級な用意しなくちゃならないし、場合によってはお土産、これも何人で来るか分からないけれども、皆さんにお渡しするもの用意しなくちゃならない、現実にもそういうのあったんです。そういう話も聞いたことがありますから。ですから、そういう点ではかえってよかったのかなというふうにも思うんですけれども、やっぱりここが一番大きいんですか。気を遣わせるというところが。もうコロナはそんなに流行っていないから、これ大した理由にはならないと思うんですけれども。コロナが流行ってなくなったので、町長またもう一回持っていくように復活するなんていうのは考えはないと、気を遣わせないように。こういう理解でよろしいんでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目については担当課より説明させていただきます。

これ2点目、これはやはり、我々、私はじめ四、五人、社協も行きますから、事務局。そういう中で、やはり今までは行った方々は、ほとんどの方は気を遣っておりました。やはり、お茶、出せばやはりですね、本当に。お菓子、それはやはり何十個もあります。やっぱりそういうお金も使わせてしまう。そしてまた、場合によっては、お茶菓子を持って行ってくださいということで、皆さんで食べてくださいと、そういうところもありました。これはお金を少し、僅かなお金でお土産に何千円も、5,000円も6,000円もかかれば、やはり気を遣わせてしまう。私はそういう観点で、ちょうどコロナも流行りましたから、これは行かない方がいいんじゃないのかなと思って、今、ご辞退をしております。

もし、そういう88歳、米寿の方々が、いや、何言っているんだ、全然気は遣っていないよと、町長来てくださいよと、そういう声が100%あれば伺っても結構ですが、まず、そういう人いないと思いますので、これを機会に、担当者だけでよろしいのかなと思っております。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、1点目について私から補足説明いたします。

まず、88歳の誕生日を迎えられた方には、全員米寿のお祝いについてということで通知を差し上げております。その中に、このたびはおめでとうございますということで、町では長寿を祝福し、米寿を迎えられる方へ表彰状及びお祝い金を贈呈していますということで通知を差し上げております。お祝い金につきましては、敬老年金と同じ口座に振込させていただきますというところで、あと、表彰状は後日郵送させていただきますと。振込日等につきましては下記のとおりですというような、何月何日に振込予定です、金額は1万円です、振込

先は敬老年金のこの口座ですよというような通知を差し上げて、まずはそれが最初の連絡となります。万が一、辞退するという方がいれば、この通知のあとにご連絡が来るのかなとは思いますが、そんな感じで事務を進めております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） そういう対応で、今のところ問題なく進んでいるという理解でよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 今のところ、問題なく進んでいると思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） 次に、（6）高すぎる町長ら特別職の退職金は下げるべきではないかの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 任期が終わるたびにもらえる町長ら常勤特別職の退職金は高過ぎるから下げるべきだという質問は、江田町長には令和5年度6月議会と令和6年度12月議会でも行いました。

もう少しで町長も2期目4年の任期が満了し退職金が支給されますので、今回、3回目の質問を行います。

これまでの質問で明らかになったことは、現在の町長給与からすると、4年間務めた退職金として1,746万円、税込みですけれども、これが支給され、この原資は全て町民の税金で、本人の積立分などは一切ないということであります。

町内には、長年働いてもまともな退職金が出ない職場がいっぱいあります。1,746万円は恵まれた職場で40年間真面目に働いて、やっともらえる金額であります。

町民の方から指摘がありました。町が40年間で町長の退職金に使うお金は、10期分で1,746万円の10倍、1億7,460万円にもなると。この退職金はどう考えても高過ぎるというものであります。全くそのとおりです。町長ら常勤特別職はろくに休みもない激務ですから、それなりの退職金が支払われるのは当然だと思います。ただ、金額は見直されるべきであります。前回の質問では、茨城県つくば市の市長が退職金を下げたことを紹介しましたが、厳しい財政状況などを背景に、この流れは兵庫県の芦屋市、三重県亀山市、栃木県那須塩原市など、全国の自治体に広がりつつあります。

町長は退職金の減額をためらう理由として、他市町村への影響を挙げられました。しかしもはや、高過ぎる退職金は下げるというのが当たり前です。町民のために良いことは他町村に先駆けて率先してやっていただきたいと思っております。

任期の最後の月の報酬を下げれば退職金は下げられます。他市町村の顔色ではなく、町民をまっすぐ見て、高過ぎる特別職の退職金を見直すべきではないでしょうか。町長の認識を伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

月額報酬や退職手当はそれぞれ条例で定める制度であり、その時々で感情で見直す性格のものではなく、制度設計の中で総合的に判断すべきと考えております。

仮に、減額しても財政的な効果は限定的であり、将来の町長職に就かれる方々への責任もあります。

ご意見は真摯に受け止めながら、職責を全うするためにこれからも「すべては町民のために」を胸に全力で仕事をしてまいります。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 高過ぎるという認識はないですか。

浅川町が、例えば、町長だけに払う退職金でも、40年間で10期分ですから、10回分ですから、今の給与のままだったとしても1億7,460万円も払うんですよ、町は。もらうほうは1,746万円で、しかも税込みだから、それほど多くないというふうな認識かもしれないけれども、払うほうの町としては、普通の人がもらう40年間の仕事ぶりに対して1億7,500万円も払うんですよ。これは高いと思いませんか。その点をまず1つ伺いたいと思います。

それから、その時々で感情で見直すべきではない、見直すかどうかを議論すべきではないということなんですけれども、時々感情ではないんですこれ。今、日本中そういう流れになっているんです。広がっているんです。これからもどんどん広がります、これは。今、ネットなんかで調べると、幾らでも出てくるんです、これ。高過ぎる、高過ぎるというのが。見直しに取り組んでいる自治体はこういう状況だとかという情報がいっぱいあふれている。そういう状況なんです。今まで多くの方は、町長が4年間務めれば、そのたびに1,000万円以上の退職金をもらっているなんていうことは知らなかった。ほとんどの人は。でも、今はSNSの時代で、みんな知っている。そういう状況になっているんです。だから、これはもう早晚、きちんと妥当な金額に見直さなければならないという状況だと思うんです。私はそういうふうに思うんですけれども、町長はそうは思いませんか。それが2点目として伺いたいと思います。

3点目、今ちょっと残念な話を聞きました。減額の効果が限定的だと言うんですけれども、限定的だと言うんだったらば、一々部屋の電気、退出するたびに消すのも、これも極めて限定的で、やる意味がないということになります。こんなことはないでしょう。いろんな節約を全て積み上げて、それで、厳しい財政をなんとか乗り越えようというのが基本的な姿勢でありますから、限定的であろうが何であろうが、節約になればこれはやはりやるべきだというふうに思うんですけれども、町長、再度伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、給料から申し上げます。確かに、町長の給料75万8,000円でございます。それとこの退職金が40年で1億7,464万320円です。確かにこれ、今まで10の方が今までもらっておりました。これはあくまでも税込みの話であります。

私は前回お話しいたしました。まず、給料75万8,000円、本当にそのままもらえるのか。私は69歳11か月までの月は50万でありました。いろいろ年金引かれるので51万いくかないかです。今、70歳になりました。これ年金引かれないうんです、70歳以上だと。今、おかげさまで五十五、六万手取りで頂いております。これは安い高いかは人それぞれによって違うと思います。

そしてこの退職金も。これも前回と全く同じ答えをさせていただきます。総額は幾らだか私は今現時点では

分かりませんが、もらった金額、復興税、何々税で引かれて600万円以上引かれております。これは間違いありません。果たしてそれで1,100万ぐらいが本当にこの4年間、高いか安いかは町民一人一人によっては違うと思います。いや、もらってもいいと言う人も恐らくいるでしょう。いや、町長高いよ、給料も50万もらっているんだもの、高いよ、退職金1,700万、いや高いよと言う人もいるでしょう。これは間違いなく。

そういう中で、私もまたこれも同じこと言いますが、1期目のときは休みが365日4年間ほとんどありません。今現在も今年1回、日曜日だけ、1日だけたまたま休みがありました。そういう365日やっておいて、24時間やりまして、本当にこの1,100万、給料が高いか安いかは人それぞれ違うと思います。

これはまず、私は好きでやっておりますから苦には全然なりません。出張以外は自分でこの8年間一度も外泊はしておりません。これ家族に聞けば分かっていただけます。そういう激務の中でこの退職金の話をされれば、私が下げれば、次の新しい町長がこの激務の中どうなのかと思っております。

私はお金のために一度もやっておりません。給料のためにも。この退職金のためにも一度もやったことありません。それは、仕事やって、終わって初めてついてくるものだと思っております。そういう中で、若い人が本当にあれば、50万、年金引かれますから、税金うんと引かれますから、50万、51万で本当にやれるのかと思っております。これを本当に一度下げれば、次も下げなくちゃではいけないと思います。そういう中で、私は、やってお金はついてくるものだと思っておりますので、私は今のところ今のままでよいかと思っております。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 私は町長に、任期中3回質問をしました。もしかしたら町長はこの高過ぎる退職金、何とかしてくれるんじゃないかなという期待を込めて毎回質問をしました。なかなか難しそうな話ですけど、今後、各自治体の首長と、この常勤特別職の退職金に関しては全国的に引き下げという方向に行くと思います。今度の条例改正で日当廃止、そういう条例改正が出されますが、あまり説明のつかないお金、支出、これは抑えるという流れだというふうに思います。地方財政がますます厳しくなっている中で、こういう流れは加速的に広がっていくのではないかなというふうに私は確信しています。その中で江田町長にはその先陣を切ってもらいたかったなというふうに思うんです。退職金をもらうまでにはまだ少し時間がありますので、半年くらいありますので、それまでにぜひもっとよく考えていただきたい。そのことを申し上げます。

退職金を引き下げたらば、あとやる人がいなくなるなんていうのは、これはあり得ない話です。町長と同じように首長になろうとする人は、この町をどうにかしたい、そういう熱意に駆られてやるんですから。退職金を目当てにやる人なんていうのはいないはずですよ。考えられない。ですから、そういう気は遣わないで、今、町民のために使えるお金をなるべく増やす、そういう観点からも、異常に高過ぎるこの特別職の退職金、これについてはやっぱり引き下げようということを、あと半年ぐらいありますので、よくよく考えて結論を出していただきたいなど、私は9月議会の条例改正案に町長の給与の減額案が出てくるのを期待してお待ちをしたいというふうに思います。何か言いたいことがあればお聞きします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 退職金、県知事、5,000万前後だと思っております。そういう中で、確かに1人2人は減額する県知事もいるでしょう。あるいは各市町村、何千とあります。そういう中でも1人や2人は退職金を要らないという人もいるでしょう。これはですね、私は今言った県知事であれ誰であろうとお金で仕事してい

ないと思っておりますから、給料で仕事していないと思っております。逆に、県知事さんであろうと各首長さんというのは本当に、議員さんもそうでありますが、私は逆に、もっと皆さんが積極的にやるように、もっともっと上げたって私はいいいとは思っております。そういう中で、私が議員になったとき、これ退職金あったんです。私はそれで退職金を廃止して、お金……。

〔「退職金なかった」の声あり〕

○町長（江田文男君） いや、なかったです。

〔「退職金でなく年金の話」の声あり〕

○町長（江田文男君） 議員年金か。議員年金もございました。それをやめて、議員さん、あるいは皆さんが苦しんでいるのは分かります。やはり、何か魅力がなければだめだと思います。この議員年金、またやりましようという声が一時上がったんですけども、今ちょっと立ち消えになっております。そういう中で、女性議員の成り手がいない、女性の首長の成り手がいないじゃなくて、やはりそういう何らかの魅力がなければ女性も進出しないと思っております。

そしてもう一度言います。本当に首長の給料は手取りで50万か51万ですが本当に高いか安いのか、これは周りの人が決めることだと思っております。私は決して高いとは思っておりません。議員さんも恐らく今、手取りで二十二、三万もらっているんですか。20万ですか。引かれて20万でしょう。これ年間三百何万もらっているんですよ。だから、それも高いか安いかなんて議論になっちゃうんです。そういう中で、私は今のところは申し訳ありませんが、考えておりません。本当にその給料、高いか安いのか、退職金が高いか安いのかは、本当にこれは町民の方々、あるいは自分自身が決めることだと思っております。

私はこの8年間、この激務の中、ここ最近でようやく1日取った休みの中、本当にこれお金でできないと思っておりますから。言っておきますけれども。それを、例えば今、1時間1,500円ですか、時給、それに計算したら大変だと思っております。恐らく。そういう中で、私は本当に、前回と同じ苦しい答弁、今回はもっと苦しい答弁であります。本当に。今後、考えてはいきますが、今のところはっきりは答えることはできませんのでよろしくお願いいたします。

そういう中で、私、県から副町長を派遣しております。私は一度も民間の副町長は採用しておりません。そうすると、民間であれば退職金が出るはずで。民間であれば。恐らく、副町長は退職金は申し訳ありませんがもらえないと思っております。恐らくです。これ間違えたら申し訳ありません。恐らく多少はもらえると思っておりますが、少しはもらえるのかなと、規律は分かりませんが、恐らく今回ももらえないと思っております。もし間違えたら訂正しますから。私これ真剣ですから。

民間が4年間やれば844万9,440円、税込みでもらえると思っております。副町長が民間だったら。民間というか、私が違う人を指名すれば、県以外で指名すれば、これだけのお金を支払うことになると思っております。これちょっと私調べさせていただきましたが。私は3人も県でありますので、この844万9,440円は恐らく支払わなくていいのかなと思っております。その分、税金とかお金は使わないと思っております。ですから、県の職員であれ民間であれこれだけのお金がかかるんです。ですから、それだけの仕事はやってもらわなくちゃいけないということです。ただ座っているだけではないと思っております。いろんな補助事業とかいろいろ探すが、私、副町長だと思っておりますから。そしてこの退職金を、本来であれば、民間であればもらっても何ら問題はないと思

っておりますので、とにかく仕事をするのは私は先決だと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 話があちこちになっていますけれども、私がお聞きをしたのは退職金の問題なんです。町長の給与、これに関して高過ぎるという話ではなかったんです、ないんです私の話は。町民の人からすれば、4年の任期が終わるたびに千何百万円もの退職金がもらえる、これは高過ぎるんじゃないか、これ自然な感覚だと思います。これについて町長の認識を伺ったんです。町長の給与の話ではありません。月50万で生活が容易でなかったとか。

〔「いや、余裕だった」の声あり〕

○8番（上野信直君） ごめんなさい。

50万でやらなくちゃならなかったとかという話をお聞きするのではなくて、退職金の話だったんです。

再度申し上げますけれども、まだ時間がありますので、よくよく考えて対応していただきたいというふう
に思います。

よろしくをお願いします。

終わります。

○議長（水野秀一君） 以上で、一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 4時24分